

第40期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午後2時
（開催時間が前回と異なりますので、お間違えの
無いようご注意ください）

議 案

<会社提案（第1号議案から第4号議案）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名
選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

<株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

- 第5号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）5名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役3名
選任の件

<委任状による議決権行使>

当社としましては、委任状による議決権の行使をお願いし
ております。詳細は本招集通知に同封の「委任状による議
決権行使のご案内」をご参照ください

<インターネットまたは書面による議決権行使>

期限:2025年6月26日(木曜日) 午後6時まで(営業時間終了時)

※当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面により
議決権を行使いただけます

■インターネットによる議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコードからアクセス
（ログインID・仮パスワードの入力不要）

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です

② 議決権行使ウェブサイトからアクセス
（ログインID・仮パスワードの入力必要）

※詳細は7ページ「インターネットによる議決権行使について」を参照



議決権行使ウェブサイト

開催場所

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー 7階 第1会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

目 次

第40期定時株主総会招集ご通知	1
議決権の代理行使の勧誘に関する参考 書類及び株主総会参考書類	9
事業報告	38
連結計算書類	61
計算書類	64
監査報告	67

株 主 各 位

証券コード 2162
2025年6月12日
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
nms ホールディングス株式会社
代表取締役社長 河 野 寿 子

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.n-ms.co.jp/ir/shareholders.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「nms ホールディングス」または「コード」に当社証券コード「2162」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当社といたしましては、本招集通知に同封の委任状による議決権行使をお願いしておりますので、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討いただき、後記の4頁から8頁の「議決権行使についてのご案内」および本招集通知に同封の「委任状による議決権行使のご案内」をご確認の上、本招集通知に同封の委任状の必要箇所にご記入のうえ、ご署名またはご押印いただき、議決権行使書用紙とともに返信用封筒にて2025年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午後2時 (開催時間が前回と異なりますので、お間違えの無いようご注意ください。)
2 場 所	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー 7階 第1会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 - 第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 <会社提案（第1号議案から第4号議案）> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件 <株主提案（第5号議案及び第6号議案）> 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使にあたってのご注意	第5号議案及び第6号議案は、株主様からのご提案であります。 <u>当社取締役会は、会社提案（第2号議案）との重複候補者である太田聡氏及び渡辺一博氏（いずれも現在当社取締役であります。）の選任に係る議案を除き、株主提案（第5号議案及び第6号議案）のいずれにも反対しています。</u>

以 上

- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。ただし、次の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しています。
 - ①事業報告の「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてその旨及びその修正内容をお知らせいたします。

本株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について

QUOカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等、経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として、委任状を取得し又は議決権行使書等による議決権行使を促す方法、委任状の勧誘の際に当社のロゴを利用する等して株主様に当社からの勧誘その他の要請であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委任状を取得し又は議決権行使書等による議決権行使を促す方法、その他の不正な方法を用いて委任状や議決権行使書等による株主様の議決権行使に不当な影響を及ぼす行為（以下「本不正行為」といいます。）が確認された場合には、本株主総会における議決権行使の公正性を害するものとして、本不正行為により取得された委任状による議決権行使、及び本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございますのでご注意ください。

なお、株主の皆様において、本不正行為が行われていることを認識した場合には、以下の連絡先までご連絡ください。

<連絡先> 〒163-1445
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー45階
nms ホールディングス株式会社
TEL 03-5333-1737
FAX 03-5333-1712
Email nms-ir@n-ms.co.jp

※本不正行為が確認された場合等には、下記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

<当社ウェブサイト> <https://www.n-ms.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

本株主総会における議案の詳細と当社取締役会の考え方については、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご参照ください。

なお、第1号議案から第4号議案は会社提案、第5号議案及び第6号議案は株主提案の議案です。
当社取締役会は会社提案（第2号議案）との重複候補者である太田聡氏及び渡辺一博氏（いずれも現在当社取締役であります。）の選任に係る議案を除き、株主提案（第5号議案及び第6号議案）に反対しております。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、第1号議案から第4号議案には「賛成」、第5号議案及び第6号議案には「反対」（※）の議決権行使をしていただけますよう、お願い申し上げます。

※第5号議案において提案されている取締役候補者のうち、太田聡氏及び渡辺一博氏は、いずれも、会社提案の第2号議案においても取締役候補者とされており、重複しております。同一候補者に対する二重投票を避ける観点等から、これらの重複候補者については、会社提案の第2号議案の取締役候補者としてのみ、その賛否をお示しいただきますようお願い申し上げます。重複候補者については、株主提案（第5号議案）における賛否の表示にかかわらず、会社提案（第2号議案）の候補者として示された賛否のみを集計させていただきますのでご注意ください。

<第2号議案と第5号議案の議決権行使に関する注意事項>

当社定款第19条第1項において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名以内と定められております。他方、会社提案（第2号議案）では、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任を、株主提案（第5号議案）では取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任を提案しており、両議案のすべての候補者（重複候補者が2名であるため、候補者数は合計9名）が選任されると、当社の定款に定める取締役（監査等委員である取締役を除く）の定員枠を超えてしまうことになります。そのため、原則として、事前の議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が6名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者から順に6名を上限として選任するものいたします。なお、第2号議案と第5号議案について、賛成の議決権行使ができる取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の数の上限を6名とするという取扱いはいたしません。

<第3号議案と第6号議案の議決権行使に関する注意事項>

当社定款第19条第2項において、当社の監査等委員である取締役の員数は、4名以内と定められております。他方、会社提案（第3号議案）では、監査等委員である取締役3名の選任を、株主提案（第6号議案）では監査等委員である取締役3名の選任を提案しており、両議案のすべての候補者（合計6名）が選任されると、当社の定款に定める監査等委員である取締役の定員枠を超えてしまうことになります。そのため、原則として、事前の議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た監査等委員である取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が4名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い監査等委員である取締役候補者から順に4名を上限として選任するものいたします。なお、第3号議案と第6号議案について、賛成の議決権行使ができる監査等委員である取締役候補者の数の上限を4名とするという取扱いはいたしません。

【委任状による議決権行使のご案内】

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

本年の株主総会では株主提案が提出されていることなどを踏まえ、当社としては、株主総会当日の議事運営を円滑かつ適正に行う等の観点から、委任状による議決権の行使をお願いしております。

委任状の委任先の記入は不要ですので、空欄のままご返送ください。

本招集通知に同封の「委任状による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、

- ①委任状に日付をご記入のうえ、ご署名またはご押印（認印可）をしていただき、
- ②委任状の賛否の表示欄に各議案につき賛否の表示をしていただき、
- ③議決権行使書用紙を切り離さず、議決権行使書用紙とともに、
- ④同封の返信用封筒にて、

2025年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するように当社にご返送ください。

郵送到着まで時間を要しますので、お早めのご返送を心よりお願い申し上げます。

※委任状において、各議案につき賛否の表示をされない場合には、白紙委任したものとして取り扱わせていただきます。

※署名または押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任を含む）を有効なものとして取り扱わせていただきます。

※同封いたしました「委任状による議決権行使のご案内」もご参照ください。

委任状のご記入方法

[illegible]

※当社取締役会の意見にご賛成いただける場合は、上記を参考に、会社提案（第1号議案から第4号議案）の【賛】（上の欄）と株主提案（第5号議案及び第6号議案）の【否】（下の欄）に○印をご記入ください。

※会社提案（第2号議案及び第3号議案）及び株主提案（第5号議案及び第6号議案）について、重複候補者（太田聡氏及び渡辺一博氏）を除く会社提案に「反対」、重複候補者を含む株主提案に「賛成」の場合は、会社提案（第2号及び第3号議案）の「否」の欄、株主提案（第5号議案及び第6号議案）の「賛」の欄に○印をそれぞれ付したうえで、第2号議案の「ただし～を除く」の欄に「②③」と記載してください（②③は太田聡氏及び渡辺一博氏の候補者番号です）。

【その他の方法による議決権行使のご案内】

委任状による議決権行使以外では、以下の3つの方法で議決権を行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日（金曜日）午後2時

インターネットで議決権を行使される場合



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後6時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、必ず委任状用紙を切り離したうえで、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後6時到着分まで

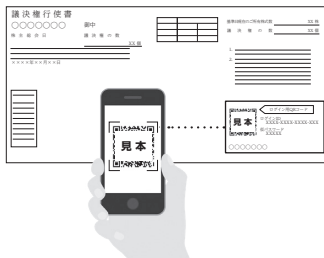
- ※委任状による議決権行使と書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合には、委任状による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ※署名または押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任を含む）を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ※書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、**会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」**の表示があったものとさせていただきます。なお、重複候補者（太田聡氏及び渡辺一博氏）については、株主提案（第5号議案）における賛否の表示にかかわらず、会社提案（第2号議案）の候補者として示された賛否のみを集計させていただきますので、会社提案（第2号議案）に対する賛否の表示がない場合には重複候補者を含めて会社提案（第2号議案）に「賛成」の表示があったものとして集計させていただきます。
- ※インターネットと書面（郵送）による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

①議決権行使書用紙に記載のQRコードからアクセス

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



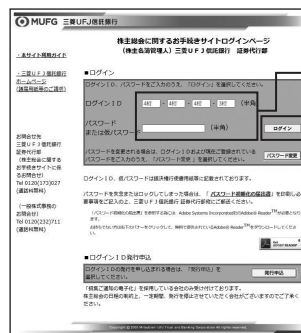
②議決権行使ウェブサイトからアクセス

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

※第5号議案（株主提案）において提案されている取締役候補者のうち、太田聡氏及び渡辺一博氏は、第2号議案（会社提案）においても取締役候補者とされており、重複しております。同一候補者に対する二重投票を避ける観点等から、これらの重複候補者については、第2号議案（会社提案）の取締役候補者としてのみ、その賛否をお示しいただきますようお願いしておりますので、インターネットによる議決権行使の画面においても第2号議案（会社提案）においてのみ賛否をご入力いただけます。

書面（郵送）による議決権行使について

書面（郵送）による議決権行使をされる場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、委任状用紙を必ず切り離したうえで、切手を貼らずにご投函ください。

当社取締役会の意見にご賛成いただける場合は、会社提案（第1号議案から第4号議案）の「賛」の欄に○印を、株主提案（第5号議案及び第6号議案）の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書のご記入方法

※切り離してください

議決権行使書		議決権の数		委任状	
ホルディングス株式会社 御中		ホルディングス株式会社 御中		ホルディングス株式会社 御中	
私は、2025年6月27日開催のホルディングス株式会社定時株主総会（議決会または議決会を含む）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。		議決権の数に1票と1票となります。		委任状の書式は、本議決権行使書に添付されています。（代理人は委任状においてご指示ください。）	
2025年6月 日		2025年6月 日		2025年6月 日	
各議案に対する賛否の表示は、会社提案（第1号議案から第4号議案）については「賛」の欄に○印を、株主提案（第5号議案及び第6号議案）については「否」の欄に○印を記入してください。		各議案に対する賛否の表示は、会社提案（第1号議案から第4号議案）については「賛」の欄に○印を、株主提案（第5号議案及び第6号議案）については「否」の欄に○印を記入してください。		各議案に対する賛否の表示は、会社提案（第1号議案から第4号議案）については「賛」の欄に○印を、株主提案（第5号議案及び第6号議案）については「否」の欄に○印を記入してください。	
会社提案		株主提案		株主提案	
第1号議案		第5号議案		第5号議案	
賛		賛		賛	
否		否		否	
第2号議案		第6号議案		第6号議案	
賛		賛		賛	
否		否		否	
第3号議案		第7号議案		第7号議案	
賛		賛		賛	
否		否		否	
第4号議案		第8号議案		第8号議案	
賛		賛		賛	
否		否		否	

＜議案の賛否記入方法＞
当社取締役会の意見にご賛成いただける場合

※当社取締役会の意見にご賛成いただける場合は、上記を参考に、会社提案（第1号議案から第4号議案）の「賛」（上の欄）と株主提案（第5号議案及び第6号議案）の「否」（下の欄）に○印をご記入ください。

※会社提案（第2号議案及び第3号議案）及び株主提案（第5号議案及び第6号議案）について、重複候補者（太田聡氏及び渡辺一博氏）を除く会社提案に「反対」、重複候補者を含む株主提案に「賛成」の場合は、会社提案（第2号及び第3号議案）の「否」の欄、株主提案（第5号議案及び第6号議案）の「賛」の欄に○印をそれぞれ付したうえで、第2号議案の「ただし～を除く」の欄に「②③」と記載してください（②③は太田聡氏及び渡辺一博氏の候補者番号です）。

※議決権行使書と委任状が一体となっています。議決権行使書による議決権行使をされる場合は、議決権行使書と委任状を必ず切り離したうえで、議決権行使書のみをご返送ください。

※署名または押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任を含む）を有効なものとして取り扱わせていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

n m s ホールディングス株式会社 代表取締役社長 河野 寿子

2. 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営の重要な使命であると認識しつつ、企業成長を実現するための事業戦略の展開に備え、適正な資金量を内部留保することも重要であると考えており、株主還元と内部留保のバランスに留意しながら、期末配当の年1回の剰余金の配当を実施することを配当政策の基本方針に据えております。

上記基本方針に則り、当期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1株につき金 14円00銭 配当総額 金 268,810,374円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日(月曜日)

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります（なお、松本正登氏は2025年2月25日付で一身上の都合により取締役を辞任しております。）。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いしたいと存じます。

当社は、2024年に発覚した小野文明前代表取締役社長（現取締役）による不適切な経費の使用等（以下「本不正事案」といいます。）に関し、社外取締役及び外部弁護士で構成する特別調査委員会を設置し、特別調査委員会から調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領いたしました。その後、当社は、本不正事案を厳粛に受け止めるとともに、健全な体質へ転換する好機と捉え、本調査報告書において指摘された原因分析及び再発防止への提言に真摯に向き合い、実効性のある再発防止策（以下「本再発防止策」といいます。）の策定と内部統制強化に取り組んでまいりました。

また、当社は、本不正事案の発生及び特別調査委員会の提言を真摯に受け止め、本再発防止策に取り組みながら、当社の企業価値向上に向けて再出発を切るためにも、2025年5月15日、新たな中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定・公表いたしました。本中期経営計画においては、当社の成長戦略のための施策として、事業ポートフォリオの特長を活かし、キャッシュ循環性を高めることで事業競争力を強化することを掲げており、これらの施策を遂行することで、当社は2028年3月期（2027年度）に営業利益50億円超、フリーキャッシュフロー80億円規模を創出することを目指してまいります。

本中期経営計画で掲げた目標を達成するためには、本再発防止策を確実に実行してガバナンス体制の強化を図りつつ、当社グループにおける3つの事業（人材ビジネス事業、EMS事業及びカスタム電源事業）における利益成長と株式会社ワールドホールディングスとの資本業務提携を着実に推進していくことが重要であると考えております。利益成長のためのアクションプランとしては、商材・市場のポートフォリオの見直しや投資効率改善、不採算拠点の整理等を行い、運転資金マネジメントの実効性を上げ、利益体質を強化してまいります。そのため、各事業部門責任者には、その領域における高い専門性と事業部門を牽引していく強いリーダーシップが求められ、機動力のある業務執行体制と当社事業に精通した社外取締役による監督体制という両輪によって、当社の企業価値の向上及びガバナンスの強化が図られるものと考えております。また、今後の当社事業の発展のためには、お客様のものづくりをしっかりと把握した人材を育成していく必要があります。特に人材ビジネス事業においては、お客様の生産を担う受託・請負を強みとしており、幅広い生産技術の蓄積によって進化していくことが求められます。このニーズに対し、ものづくりや工場運営に関する経験の豊富な社外取締役を登用し、客観的見地から意見・提言をいただく体制とすることが必要であると判断いたしました。

このような状況において、当社取締役会としましては、本株主総会に上程する取締役候補者について、本再発防止策の一環として設置した独立社外取締役が構成員の過半数を占める当社指名諮問委員会に諮問を行ったところ、当社指名諮問委員会からは本議案及び第3号議案の取締役候補者が新たな中期経営計画の実行を通じた当社の持続的な企業価値向上のために最適である旨の答申を受けました。当社取締役会は、当社指名諮問委員会の答申を踏まえ、慎重に検討した結果、小野文明取締役を除く取締役全員一致の賛同により本議案及び第3号議案の取締役候補者を決定いたしました。また、当社監査等委員会は、当社

取締役会の意見に賛同し、本議案及び第3号議案のすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

本議案及び第3号議案をご承認いただいた場合、当社の取締役会の構成は、小野文明取締役を除く当社の現任取締役7名に、新たに取締役2名（うち1名は独立社外取締役）を加えた取締役9名（うち5名が独立社外取締役）という構成になり、過半数を独立社外取締役が占めることとなります。このように、当社取締役会としては、本議案及び第3号議案によってコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図りつつ、本中期経営計画を着実に実行していくことが、当社の企業価値及び株主価値の観点から最適であると判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）候補者は、次のとおりです。

【参考】候補者一覧

候補者 番号	氏 名	生 年 月 日	当社における地位	取締役会出席状況 (出席率)
1	再任 河 野 寿 子	1965年2月24日生	代表取締役社長 指名諮問委員 報酬諮問委員	23回／23回 (100%)
2	再任 太 田 聡	1960年4月15日生	取締役	23回／23回 (100%)
3	再任 渡 辺 一 博	1962年6月18日生	取締役	22回／23回 (95.7%)
4	新任 荒 井 清 光	1975年8月20日生	—	-回／-回 (-%)
5	再任 社外 独立 中 村 亨	1968年10月25日生	取締役 報酬諮問委員	22回／23回 (95.7%)
6	新任 社外 独立 大 野 一 郎	1956年11月27日生	—	-回／-回 (-%)
再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員				

候補者番号
1

河野 寿子 (1965年2月24日生)

所有する当社の株式数… 47,000株
取締役会出席状況……… 23/23回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1985年 4月	日立金属株式会社(現 株式会社プロテリアル) 入社	2020年 5月	当社 取締役
2012年 4月	同社 コミュニケーション室IR・社内広報グループ長 兼 ブランド企画グループ長 兼 メディア広報グループ長	2020年 6月	当社 常務取締役 兼 コーポレート本部長 兼 企画部長 兼 広報・IR部長
2015年 8月	同社 コミュニケーション部長 兼 人事総務本部ダイバーシティ推進部長	2020年 6月	株式会社テーケアール(現 株式会社TKR) 取締役(現任)
2016年10月	日本マニファクチャリングサービス株式会社(現 nms ホールディングス株式会社) 入社 広報・IR室長	2020年 7月	株式会社志摩電子工業 取締役
2018年 1月	当社 コーポレート本部長 兼 広報・IR部長	2021年10月	日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役(現任)
2018年 6月	当社 取締役 兼 コーポレート本部長 兼 広報・IR部長	2023年 1月	当社 常務取締役 兼 コーポレート本部長 兼 輸出管理室長(現任)
2018年 6月	パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役(現任)	2024年11月	当社 代表取締役 常務取締役
		2024年12月	当社 代表取締役社長(現任)
		2025年 4月	当社 指名諮問委員(現任)／報酬諮問委員(現任)

[重要な兼職の状況]

日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役
株式会社TKR 取締役
パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

河野寿子氏は、社内外に明確なビジョンを示し、先頭にたちグループを牽引していくリーダーシップと統率力、判断力を有し、かつ管理部門全般における豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者としています。また、同氏は2024年10月に設置された特別調査委員会の調査報告書を踏まえた再発防止策や2025年5月に公表した新たな中期経営計画の策定において中心的な役割を果たしており、再発防止策を確実に実行してガバナンス体制の強化を図るとともに、財務体質改善や組織風土改革、株式会社ワールドホールディングスとの事業連携の推進など、新たな中期経営計画を着実に実行していくために必要不可欠な人材であります。

候補者番号
2

お お た さとし
太 田 聡

(1960年4月15日生)

所有する当社の株式数… 35,000株
取締役会出席状況……… 23/23回

再 任

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年 4月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 入社	2015年 9月	株式会社 T K R 取締役
1996年 6月	Sony Electronics Inc. ゼネラルマネージャー	2017年 4月	同社 代表取締役社長(現任)
2005年 9月	ソニーイーエムシーエス株式会社 ストレージソリューション部長	2018年12月	TKR USA, Inc. President & CEO(現任)
2013年 4月	株式会社テーキアール(現 株式会社 T K R) 入社	2019年 4月	TKR de México S.A. de C.V. President(現任)
2014年 1月	TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd. Managing Director	2020年 3月	パワーサプライテックノロジー株式会社 取締役
2014年 1月	TKR Precision (Malaysia) Sdn. Bhd. Managing Director	2020年 6月	当社 取締役(現任)
		2024年12月	日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社 T K R 代表取締役社長
TKR USA, Inc. President & CEO

TKR de México S.A. de C.V. President
日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

太田聡氏は、当社グループにおける中核事業の一つであるEMS事業（エレクトロニクスマニファクチャリングサービス事業）に係る業務に従事し、海外を含む豊富な業務経験と製造業及び会社経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としています。また、同氏は、当社グループにおけるEMS事業の事業主体である株式会社TKRの代表取締役を兼任しており、北米、アジア他、グローバル市場における事業実績を有する同氏の選任は、グループ経営体制の強化及び国内外における機動的な事業運営に資するものと判断いたしました。

候補者番号
3

わた なべ かず ひろ
渡 辺 一 博 (1962年 6 月18日生)

所有する当社の株式数… 25,000株
取締役会出席状況……… 22/23回

再 任

[略歴、当社における地位及び担当]

1985年 4月	松下電器産業株式会社(現 パナソニックホールディングス株式会社) 入社	2019年 3月	株式会社テーケアール(現 株式会社TKR) 取締役
2016年 4月	パナソニック株式会社 AISカンパニーカンパニー戦略室人事戦略部人事総括 兼 イングストリアル事業人事総括 兼 メカトロニクス事業部人事総務センター所長	2019年 3月	パワーサプライテクノロジー株式会社 代表取締役副社長
2017年 4月	同社 AISカンパニー メカトロニクス事業部経営戦略総括 兼 融合プロジェクト推進室室長 兼 イングストリアル事業人事総括	2019年 6月	株式会社志摩電子工業 取締役
2018年 5月	パワーサプライテクノロジー株式会社 入社 理事 事業企画担当 兼 人事総務部長	2020年 3月	パワーサプライテクノロジー株式会社 代表取締役会長(現任)
		2020年 6月	当社 取締役(現任)
		2024年 3月	株式会社志摩電子工業 代表取締役会長(現任)
		2024年12月	日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

パワーサプライテクノロジー株式会社 代表取締役会長
株式会社志摩電子工業 代表取締役会長

日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

渡辺一博氏は、当社グループにおける中核事業の1つであるカスタム電源事業（パワーサプライ事業）に係る業務に従事し、豊富な業務経験と製造業及び会社経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としています。また、同氏は、当社グループにおけるカスタム電源事業の事業主体であるパワーサプライテクノロジー株式会社の代表取締役を兼任しており、同氏の選任によってグループ経営体制の強化及び機動的な事業運営に資するものと判断いたしました。

候補者番号
4

あら い きよ みつ
荒井 清光 (1975年 8月20日生)

所有する当社の株式数… 1,106株
取締役会出席状況……… -/-回

新任

[略歴、当社における地位及び担当]

2000年 8月	富士アウトソーシング株式会社 (現 ランスタッド株式会社) 入社	2024年 7月	同社 国内事業本部 副本部長 兼 営業本部 副本部長
2020年 9月	同社 名阪本部 本部長	2024年10月	同社 国内事業本部長
2024年 6月	日本マニファクチャリングサービス株式会社 入社 国内事業本部 副本部長	2025年 2月	同社 代表取締役社長(現任)

[重要な兼職の状況]

日本マニファクチャリングサービス株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

荒井清光氏は、当社グループにおける中核事業の1つである人材ビジネス事業に係る業務に従事し、豊富な業務経験と人材派遣業界に関する知見と明確なビジョンを示し事業を牽引していくリーダーシップを有していることから、取締役候補者としています。また、同氏は、当社グループにおける人材ビジネス事業の事業主体である日本マニファクチャリングサービス株式会社の代表取締役を兼任しており、当社グループの中核を担う人材ビジネス事業の新たな成長の実現に向けた、株式会社ワールドホールディングスとの連携による事業基盤強化とともに、グループ経営体制の強化及び機動的な事業運営に資するものと判断いたしました。

候補者番号

5

なかむら とおる
中村 亨

(1968年10月25日生)

所有する当社の株式数… 55,600株
取締役会出席状況… 22/23回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1993年10月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社	2003年 6月	日本マニファクチャリングサービス株式会社(現 n m s ホールディングス株式会社) 監査役(2005年6月退任)
1996年 4月	公認会計士登録		
2000年 8月	株式会社エスネットワークス 取締役副社長	2005年 9月	株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役(現任)
2002年 9月	中村公認会計士事務所(現 日本クレアス税理士法人) 代表社員(現任)	2009年11月	株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A 代表取締役(現任)
		2016年 6月	当社 社外取締役(現任)
		2025年 4月	当社 報酬諮問委員(現任)

[重要な兼職の状況]

日本クレアス税理士法人 代表社員

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A 代表取締役

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村亨氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、企業経営にも精通しており、これらの経験を活かし、当社の経営全般に対する助言を期待し、引き続き社外取締役候補者としています。また、同氏は2024年10月に設置された特別調査委員会の副委員長を務めるなど、当社取締役会の監督機能を果たすために中心となって職務を遂行しており、引き続き当社のガバナンス機能を強化するために必要不可欠な人材であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。

候補者番号
6

おおの いちろう
大野 一郎 (1956年11月27日生)

所有する当社の株式数… 0株
取締役会出席状況………… -/-回

新任	[略歴、当社における地位及び担当]	
社外	1980年 4月 カシオ計算機株式会社入社	2007年 1月 カシオ計算機株式会社 執行役員
独立	2000年 4月 同社 デバイス事業部TFT部長	デバイス事業部長 兼 八王子技術センター長
	2002年 10月 高知カシオ株式会社 代表取締役	2010年 4月 株式会社オルタステクノロジー 代表取締役
	兼 カシオ計算機株式会社 デバイス事業部 副事業部長	2013年 4月 同社 専務取締役
	2003年 7月 カシオ計算機株式会社 執行役員	2016年 4月 同社 顧問
	デバイス事業部 副事業部長	2023年 3月 株式会社ワールドホールディングス
	兼 高知カシオ株式会社 代表取締役	社外取締役

[重要な兼職の状況]

なし

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割

大野一郎氏は、長年にわたり大手企業でデバイス事業に携わるとともに、研究開発やものづくり、工場運営など幅広い分野における実績を有しています。経営者としての経験も有しており、その豊富な実績と幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社の経営に的確な提言・助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 当社は、中村亨氏が代表社員を務める日本クレアス税理士法人との間で税務相談等の顧問契約を締結していますが、金額は年額100万円であり、当社の連結売上高及び同税理士法人の売上高のいずれも1%未満であります。その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村亨氏および大野一郎氏は社外取締役候補者です。
3. 当社は、中村亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定です。また、大野一郎氏が社外取締役に選任され、就任した場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、中村亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、大野一郎氏が社外取締役に選任され、就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に再任され就任した場合には、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、大野一郎氏が取締役に選任され、就任した場合には、同氏も当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約の概要は、事業報告の「4 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
6. 事業報告の「事業の経過及び成果」に記載のとおり、中村亨氏の社外取締役在任期間中の当事業年度において、特別調査委員会の調査によって小野文明前代表取締役社長による不適切な経費の使用等が判明しました。中村亨氏は、特別調査委員会の調査がなされるまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において内部統制や法令遵守について注意喚起を行ってまいりました。また、中村亨氏は、社外取締役として、特別調査委員会の委員を務め、事案の解明に積極的に関与するとともに、特別調査委員会による調査結果の判明後は、関係者の処分や再発防止策等について検討を行うなど、その職責を果たしております。
7. 大野一郎氏は、当社が株式会社ワールドホールディングスとの間で締結した2025年3月10日付資本業務提携契約に基づき、同社との業務提携を円滑、かつ実効的に進めるため同社が指定する取締役候補者となります。
8. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数を記載しています。
9. 本議案の取締役候補者である太田聡氏及び渡辺一博氏は、株主提案である第5号議案においても重複して候補者となっております。両氏は、本議案の候補者となることは承諾しておりますが、第5号議案の候補者となることを承諾しておらず、両氏の意向については第5号議案に対する取締役会の意見をご参照ください。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、第2号議案に記載のとおり、独立社外取締役が構成員の過半数を占める当社指名諮問委員会からの答申を踏まえ、慎重に検討した結果、小野文明取締役を除く取締役全員一致の賛同により決定いたしました。本議案及び第2号議案をご承認いただいた場合、当社の取締役会の構成は、小野文明取締役を除く当社の現任取締役7名に、新たに取締役2名（うち1名は独立社外取締役）を加えた取締役9名（うち5名が独立社外取締役）という構成になり、過半数を独立社外取締役が占めることとなります。このように、当社取締役会としては、本議案及び第2号議案によってコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図りつつ、2025年5月15日に公表した新たな中期経営計画を着実に実行していくことが、当社の企業価値及び株主価値の観点から最適であると判断いたしました。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

【参考】候補者一覧

候補者 番号	氏 名	生 年 月 日	当社における地位	取締役会出席状況 (出席率)
1	再任 社外 独立 ねもと ゆたか根 本 豊	1956年7月27日生	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員	23回／23回 (100%)
2	再任 社外 独立 おおはら たつ あき大 原 達 朗	1973年12月11日生	社外取締役 指名諮問委員	23回／23回 (100%)
3	再任 社外 独立 すず き ま き鈴 木 真 紀	1977年7月4日生	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員	23回／23回 (100%)
再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員				

候補者番号

1

ねもと
根本

ゆたか
豊

(1956年7月27日生)

所有する当社の株式数… 1,000株
取締役会出席状況… 23/23回
監査等委員会出席状況… 13/13回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 4月	日本電気株式会社 入社	2018年 6月	株式会社テーケアール(現 株式会社TKR) 監査役(現任)
1989年 7月	NEC Electronics France S.A. 出向		
2004年 7月	日本電気株式会社 経営監査本部 シニアマネージャー	2018年 6月	北京日華材創国際技術服務有限公司 監事(現任)
2011年 8月	NECエンベデッドプロダクツ株式会社 常勤監査役	2019年 3月	パワーサプライテクノロジー株式会社 監査役(現任)
2018年 6月	当社 常勤社外監査役	2021年 6月	当社 社外取締役[常勤監査等委員](現任)
2018年 6月	日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役(現任)	2025年 4月	当社 指名諮問委員(現任)／報酬諮問委員(現任)

【重要な兼職の状況】

日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役	株式会社TKR 監査役
北京日華材創国際技術服務有限公司 監事	パワーサプライテクノロジー株式会社 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

根本豊氏は、海外関係会社の経営管理に携わった豊富な経験を有しており、高度な視点からの適切な監査機能を果たしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としています。また、同氏は、特別調査委員会による調査結果の判明後、関係者の処分や再発防止策等について検討を行い、監査等委員会の構成員として小野文明前代表取締役社長に対する損害賠償請求訴訟の提起に主体的に関与するなどの役割を果たしており、引き続き当社のガバナンス機能を強化するために必要不可欠な人材であります。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

2

お お は ら た つ あ き
大原 達朗 (1973年12月11日生)

所有する当社の株式数… 91,600株
取締役会出席状況……… 23/23回
監査等委員会出席状況… 13/13回

- 再任
- 社外
- 独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1998年10月	青山監査法人プライスウォーターハウス 入所	2017年 4月	日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役(現任)
2004年 1月	大原公認会計士事務所 開設		
2004年 6月	株式会社さくらや 監査役	2018年 6月	nms Vietnam Co., Ltd. Auditor
2008年 6月	日本マニファクチャリングサービス株式会社 (現 nms ホールディングス株式会社) 社外監査役	2020年 9月	ビジネス・ブレークスルー大学 教授
		2021年 6月	当社 社外取締役[監査等委員](現任)
2009年 4月	アルテパートナーズ株式会社 (現 アルテホールディングス株式会社) 代表取締役(現任)	2023年 4月	ビジネス・ブレークスルー大学 経営学部長／教授(現任)
		2023年 4月	ビジネス・ブレークスルー大学 経営学研究科長(現任)
2010年 7月	アルテ監査法人 代表社員	2025年 4月	当社 指名諮問委員(現任)
2014年10月	一般財団法人日本M&Aアドバイザー協会 代表理事／会長(現任)		

[重要な兼職の状況]

日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役	一般財団法人日本M&Aアドバイザー協会 代表理事／会長
アルテホールディングス株式会社 代表取締役	ビジネス・ブレークスルー大学 経営学部長／経営学研究科長／教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大原達朗氏は、自ら経営する会社での経営コンサルティングや他企業への会計監査の経験を有しており、これらの経験を活かし、会計面を中心に適切な監査機能を果たしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏は2024年10月に設置された特別調査委員会の委員長を務めるなど、当社取締役会の監督機能を果たすために中心となって職務を遂行するとともに、関係者の処分や再発防止策等についても検討を行い、監査等委員会の構成員として小野文明前代表取締役社長に対する損害賠償請求訴訟の提起に主体的に関与するなどの役割を果たしており、引き続き当社のガバナンス機能を強化するために必要不可欠な人材であります。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

3

鈴木 真紀 (1977年7月4日生)

所有する当社の株式数… 0株
取締役会出席状況… 23/23回
監査等委員会出席状況… 13/13回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

2003年10月	東京弁護士会登録	2023年 1月	当社 顧問
	TMI総合法律事務所 入所	2023年 6月	当社 社外取締役[監査等委員](現任)
2009年 7月	ニューヨーク州弁護士登録	2023年12月	長谷川香料株式会社 社外監査役(現任)
2017年10月	佐藤真太郎法律事務所 入所(現任)	2025年 4月	当社 指名諮問委員(現任)／報酬諮問委員(現任)
2021年 2月	第二東京弁護士会登録		
2022年 8月	Sansan株式会社 社外取締役[監査等委員] (現任)		

[重要な兼職の状況]

佐藤真太郎法律事務所 弁護士
Sansan株式会社 社外取締役[監査等委員]
長谷川香料株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木真紀氏は、会社経営に直接関与した経験はないものの、法律専門家である弁護士として、企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な見地・見識を有しており、これらを活かし、法律面を中心に適切な監査機能を果たしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏は、特別調査委員会による調査結果の判明後、関係者の処分や再発防止策等について検討を行い、監査等委員会の構成員として小野文明前代表取締役社長に対する損害賠償請求訴訟の提起に主体的に関与するなどの役割を果たしており、引き続き当社のガバナンス機能を強化するために必要不可欠な人材であります。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 根本豊氏、大原達朗氏、鈴木真紀氏は監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 当社は、根本豊氏、大原達朗氏、鈴木真紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しています。各氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、根本豊氏、大原達朗氏、鈴木真紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。各氏の再任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役役に再任され就任した場合には、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は、事業報告の「4 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
6. 事業報告の「事業の経過及び成果」に記載のとおり、各候補者の社外取締役在任期間中の当事業年度において、特別調査委員会の調査によって小野文明前代表取締役社長による不適切な経費の使用等が判明しました。各候補者は、特別調査委員会の調査がなされるまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において内部統制や法令遵守について注意喚起を行ってまいりました。特別調査委員会による調査結果の判明後は、関係者の処分や再発防止策等について検討を行い、小野文明前代表取締役社長に対する損害賠償請求訴訟を提起するなど、その職責を果たしております。また、大原達朗氏は、社外取締役として、特別調査委員会の委員を務め、事案の解明に積極的に関与しております。
7. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数を記載しています。

ご参考 取締役（監査等委員を含む）候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役（監査等委員を含む）のスキルマトリクスは次のとおりとなります。

氏名	河野寿子	太田聡	渡辺一博	荒井清光	中村亨	大野一郎	根本豊	大原達朗	鈴木真紀
役 職	代表取締役 取締役社長	取締役	取締役	取締役	取締役 (社外)	取締役 (社外)	取締役 常勤監査等委員 (社外)	取締役 監査等委員 (社外)	取締役 監査等委員 (社外)
管 掌	全社統括	EMS事業	カスタム電源 事業	人材ビジネス 事業	—	—	—	—	—
統率 リーダーシップ	●	●	●	●		●			
企業経営の 経験・知見	●	●	●	●	●	●	●	●	
海外事業運営 海外知見		●					●		
マーケティング		●		●					
人事・ 人材育成	●		●		●	●			
会計・税務	●				●			●	●
コンプライアンス リスク管理	●						●		●
経営管理・企画	●		●			●	●		
IR・投資家対応	●								

＜取締役のスキル項目の選定理由＞

統率力 リーダーシップ発揮	新生・nmsHDグループとして、外部環境の変化に強い体質へと転換するとともに、株主還元と社員還元を継続的に行いながら、ステークホルダーの期待に応え続ける、豊かな会社生まれ変わることをめざしており、25-27年度の中期経営計画期間は、その土台をつくり、新たな文化の醸成を行う位置づけとなるが、これらを実現していくためには、社内外に明確なビジョンを示し、先頭にとってグループを牽引していくリーダーシップと統率力、判断力が求められるため。
企業経営の 経験・知見	事業環境が大きく変化する中、nmsHDグループの事業を継続し、成長させていくためには、状況を的確に判断し、時にはリスクも取りつつ、経営を行っていく必要があるが、そのため、会社組織の管理運営経験・知見を活かし、事業戦略の策定、遂行、判断を行う能力が強く求められるため。
海外事業運営 海外知見	nmsHDグループにおける海外事業の売上比率は50%超となっており、今後も海外事業の重要性は高まるものと想定されるところ、海外事業の成長戦略の策定・経営監督のためには、海外法人における経営陣、幹部層としての事業運営経験や海外駐在経験による海外の事業環境等に関する豊富な知識・経験が必要であるため。
マーケティング	nmsHDグループの持続的な成長のためには、外的要因の影響を受けにくい体質に変換していく必要があり、ポートフォリオマネジメントが必須となるが、そのためには、中長期的な視点で事業戦略を考え、市場の動向を読むマーケティングの経験・能力が必要であるため。
人事・人材育成	nmsHDグループの事業はモノづくり現場で働く多くの社員より支えられており、これら社員一人ひとりの能力発揮のため、人材育成戦略や社員満足度の向上などを図る必要があるため。また、当社においては、グループ経営を担う専門家集団として、社員の多能化を図る必要があり、人材開発分野における経験・知識が必要であるため。
会計・税務	nmsHDグループは、25-27年度中期経営計画期間においても、事業拡大に向けた積極投資を行っていく予定であるため、財務戦略は重要な地位を占め、また、事業継続のために強固な財務基盤を構築する必要性も高く、会計・税務分野における高度な知識と、それを取締役会に対して的確に説明する能力が必要であるため。
コンプライアンス リスク管理	企業が社会のなかで存続し、共栄していくためには、高い倫理規範に基づき行動すること必要であり、取締役会においても企業価値向上に向けた適切なガバナンス体制の構築が必要であり、リスク管理・コンプライアンス分野における経験・知識が必要であるため。
経営管理・企画	持株会社としてグループ全体を統括するためには、グループ全体を俯瞰して経営資源の最適配分、管理を行う専門の能力が必要であるため。
IR・投資家対応	当社の経営戦略・経営計画の実行について、株主・投資家の皆さまのご理解を賜るために、適切な開示や分かり易い説明を行う必要があり、そのためには、IR・投資家対応専門の経験・知識が必要であるため。

第4号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たにForvis Mazars Japan 有限責任監査法人を会計監査人を選任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

2024年8月、当社の現会計監査人が監査手続を進める中で、当社監査等委員会に対し、小野文明前代表取締役社長の経費使用に関する社内調査を行うよう要請がありました。これを受け、監査等委員会による社内調査を経て、社外取締役及び外部弁護士で構成する特別調査委員会を設置し、小野氏による経費使用に関する調査を行いました。その後、特別調査委員会の提言を踏まえた再発防止策を進める中、当社取締役会が上記調査結果を踏まえ、小野氏に辞任勧告を行っているにもかかわらず、小野氏がこれに応じないなど、当社と当社の株主でもある小野氏の間で緊張関係が生じました。これらを背景として、現会計監査人からの今後の監査契約の継続に関する申し出があり、現会計監査人と協議を行ってまいりましたが、最終的に、現会計監査人から、本総会終結時に任期満了となることををもって会計監査人を退任したい旨の通知を受領するに至りました。

当社監査等委員会は、当社が日本だけでなく、中国、ASEAN、米国、メキシコで事業展開しており、今後欧州にもその市場を拡げていくことを視野に置いている中で、当社事業規模に適した形で海外各地域・国におけるグローバル監査体制を整えることを念頭に複数の監査法人を候補に検討を行った結果、Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人がいずれの面でも適任であり、今後、海外市場での事業規模拡大を図る中、同監査法人を起用することで、海外ネットワークの強化及び品質管理体制強化が期待できるものと判断して、同監査法人を候補者といたしました。

会計監査人候補者は、次のとおりです。

名称	Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人		
事務所の所在場所	主たる事務所	東京都港区赤坂 1-11- 44 赤坂インターシティ 5 階	
沿革	2011年 5 月	設立	
	2014年 9 月	Mazarsのメンバーファームとなる	
	2019年 7 月	無限責任監査法人から有限責任監査法人へ移行	
	2024年10月	名称をMazars有限責任監査法人からForvis Mazars Japan 有限責任監査法人へ変更	
概要	出資金：	6,460万円	
	構成人員：	134人（非常勤職員を含む）	
	関与会社数：	317社	
		(2024年8月31日現在)	

＜株主提案（第5号議案及び第6号議案）＞

第5号議案及び第6号議案は、1名の株主様からのご提案によるものです。

各議案の件名、議案の要領および提案の理由は、形式的な修正及び特段の注記がある箇所を除き、提案株主である小野文明氏（以下「提案株主」といいます。）から提出された書面の該当箇所を原文のまま記載しております（提案株主から提出された書面の全文は、当社ウェブサイトの2025年3月26日付「株主による臨時株主総会の招集請求及び定時株主総会の株主提案の受領に関するお知らせ」をご参照ください。）。

なお、第5号議案において提案されている取締役候補者のうち、太田聡氏及び渡辺一博氏はいずれも会社提案の第2号議案においても取締役候補者（第2号議案の候補者番号②及び③）とされており、重複しております。つきましては、同一候補者に対する二重投票を避ける観点等から、これらの重複候補者については、会社提案の第2号議案の取締役候補者としてのみ、その賛否をお示しいただきますようお願い申し上げます。重複候補者については、株主提案（第5号議案）における賛否の表示にかかわらず、会社提案（第2号議案）の候補者として示された賛否のみを集計させていただきますのでご注意ください。

当社取締役会としては、株主提案による第5号議案及び第6号議案のいずれにも反対（※）しております。

反対理由は33頁以下をご参照ください。

（※）ただし、会社提案である第2号議案においても取締役候補者とされている重複候補者（太田聡氏及び渡辺一博氏）の選任に係る議案を除きます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、以下の5名の候補者を選任することをお諮りするものです。

1. 松本正登（まつもと まさと）（新任）
（1969年12月15日生）

〔略歴〕

2004年 2月 日本マニファクチャリングサービス株式会社（現nms ホールディングス株式会社）入社
2015年 1月 nms (Thailand) Co.,Ltd. Managing Director
2017年 4月 日本マニファクチャリングサービス株式会社入社（会社分割に伴う転籍）
2019年 1月 日本マニファクチャリングサービス株式会社グローバルビジネス事業本部長
2019年 4月 北京日華材創国際技術服務有限公司 董事
2019年 12月 日本マニファクチャリングサービス株式会社取締役
2021年 6月 nmsエンジニアリング株式会社 代表取締役
2022年 1月 日本マニファクチャリングサービス株式会社代表取締役
2022年 6月 当社取締役

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔所有する株式の数〕

70,000株

2. 時田宗明（ときた むねあき）（新任）
（1959年6月17日生）

〔略歴〕

1982年 4月 海部俊樹事務所 入所
1985年 4月 リクルート人材センター（現リクルートエージェント）入社
1987年 10月 株式会社経済界
1993年 4月 株式会社経済界 名古屋支局長
1998年 4月 株式会社経済界 福岡支局長
2000年 4月 株式会社経済界 本社情報部長
2002年 4月 株式会社経済界 本社専務取締役
2021年 4月 株式会社経済界 特別顧問（現任）
株式会社Time Style 代表取締役（現任）
辻・本郷CFO株式会社 取締役（現任）
一般社団法人 日中農林水産物貿易発展協会 監事（現任）
SBS鎌田財団 評議員（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社経済界 特別顧問
株式会社Time Style 代表取締役
辻・本郷CFO株式会社 取締役
一般社団法人日中農林水産物貿易発展協会 監事
SBS鎌田財団 評議員

〔所有する株式の数〕

0株

ー 太田聡（おおた さとし）
（1960年4月15日生）

〔略歴〕

1983年	4月	ソニー株式会社入社
1996年	6月	Sony Electronics Inc.ゼネラルマネージャー
2005年	9月	ソニーイーエムシーエス株式会社ストレージソリューション部長
2013年	4月	株式会社テーケィアール（現 株式会社TKR）入社
2014年	1月	TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd. Managing Director
2014年	1月	TKR Precision (Malaysia) Sdn. Bhd. Managing Director
2015年	9月	株式会社TKR 取締役
2017年	4月	株式会社代表取締役（現任）
2018年	12月	TKR de México S.A. de C.V.President（現任）
2020年	3月	パワーサプライテクノロジー株式会社取締役
2020年	6月	当社取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社TKR 代表取締役
TKR USA, Inc. President & CEO
TKR de México S.A. de C.V. President

〔所有する株式の数〕

35,000株

（会社注）

太田聡氏は、会社提案の第2号議案においても取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者（第2号議案の候補者番号②）とされており、重複しております。つきましては、同一候補者に対する二重投票を避ける観点等から、太田聡氏については、会社提案の第2号議案の取締役候補者としてのみ、その賛否をお示しいただきますようお願い申し上げます。重複候補者である太田聡氏については、株主提案（第5号議案）における賛否の表示にかかわらず、会社提案（第2号議案）の候補者として示された賛否のみを集計させていただきますのでご注意ください。

ー 渡辺一博（わたなべ かずひろ）
（1962年6月18日生）

〔略歴〕

1985年	4月	松下電器産業株式会社入社
2016年	4月	パナソニック株式会社AISカンパニー カンパニー戦略室人事戦略部人事総括兼 インダストリアル事業人事総括兼メカトロニクス事業部人事総務センター所長
2017年	4月	パナソニック株式会社AISカンパニーメカトロニクス事業部経営戦略総括兼 融合プロジェクト推進室室長 兼インダストリアル事業人事総括
2018年	5月	パワーサプライテクノロジー株式会社入社理事事業企画担当兼人事総務部長
2019年	3月	株式会社テーケアール（現 株式会社TKR）取締役
2019年	3月	パワーサプライテクノロジー株式会社代表取締役副社長
2019年	6月	株式会社志摩電子工業取締役
2020年	3月	パワーサプライテクノロジー株式会社代表取締役会長（現任）
2020年	6月	当社取締役（現任）
2024年	3月	株式会社志摩電子工業代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

パワーサプライテクノロジー株式会社 代表取締役
株式会社志摩電子工業 代表取締役

〔所有する株式の数〕

25,000株

（会社注）

渡辺一博氏は、会社提案の第2号議案においても取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者（第2号議案の候補者番号③）とされており、重複しております。つきましては、同一候補者に対する二重投票を避ける観点等から、渡辺一博氏については、会社提案の第2号議案の取締役候補者としてのみ、その賛否をお示しいたしますようお願い申し上げます。重複候補者である渡辺一博氏については、株主提案（第5号議案）における賛否の表示にかかわらず、会社提案（第2号議案）の候補者として示された賛否のみを集計させていただきますのでご注意ください。

3. 小野文明（おの ふみあき） （1959年2月1日生）

〔略歴〕

1996年	5月	テクノブレン株式会社入社
1997年	7月	同社取締役
1999年	10月	テスコ・テクノブレン株式会社取締役
2002年	4月	日本マニファクチャリングサービス株式会社（現 nmsホールディングス株式会社） 代表取締役社長
2011年	8月	株式会社テーケアール（現 株式会社TKR）取締役
2015年	7月	パワーサプライテクノロジー株式会社取締役
2019年	6月	日本マニファクチャリングサービス株式会社取締役
2019年	12月	日本マニファクチャリングサービス株式会社代表取締役
2022年	1月	日本マニファクチャリングサービス株式会社取締役

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔所有する株式の数〕

3,638,000株

【提案の理由】

当社の事業に精通した人材による経営判断が不可欠であるといえ、また、当社の取締役会の経営モニタリング機能を再構築して強化を図るという観点から、取締役候補者5名の選任をお諮りするものです。

松本正登氏は、2025年2月25日まで当社子会社（日本マニファクチャリングサービス）の代表取締役を務め、当社の本業であるヒューマンソリューション事業に精通していることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。

時田宗明氏は、株式会社経済界等の取締役を務め、ビジネスや新規事業開発に対して豊富な経験を有していることから、当社の社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断したものであります。

小野文明氏は、当社の代表取締役として当社グループの経営を担ってきた経験を有しており、企業集団としての成長に導いた強力なリーダーシップと決断力でグループを牽引してきた実績と豊富な職務経験に基づく見識は、今後の当社グループの持続的な成長と推進に貢献するものと判断しております。

なお、当社の現在の業務執行取締役である太田聡氏、渡辺一博氏については、両名が希望する限りこれまで同様に業務執行取締役に従事していただき、従前どおり、売上げ、利益の向上を目指す経営体制を構築したいと考えています。

監査等委員である取締役3名選任の件

【議案】 当社の監査等委員である取締役として、以下の3名を選任することをお諮りするものです。

1. 渡邊雅之（わたなべ まさゆき）（新任） （昭和46年1月29日）

〔略歴〕

1998年	4月	総理府総務課	
2001年	10月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	
2001年	10月	アンダーソン・毛利法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所）	入所
2009年	8月	弁護士法人三宅法律事務所	入所
2014年	6月	株式会社王将フードサービス社外取締役	
2016年	6月	日特建設株式会社社外取締役（現任）	
2017年	4月	政府・特定複合観光施設区域整備推進会議委員	
2018年	5月	弁護士法人三宅法律事務所シニアパートナー弁護士（現任）	
2020年	6月	株式会社広済堂ホールディングス社外取締役（現任）	
2021年	6月	株式会社代々木アニメーション学院社外取締役（現任）	
2022年	10月	株式会社三ッ星社外取締役（監査等委員）（現任）	
2023年	3月	Mitsuboshi Philippines Corporation 非常勤取締役（現任）	
2023年	4月	日本製麻株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）	

〔重要な兼職の状況〕

弁護士法人三宅法律事務所シニアパートナー弁護士
日特建設株式会社社外取締役
株式会社広済堂ホールディングス社外取締役
株式会社代々木アニメーション学院社外取締役
株式会社三ッ星社外取締役（監査等委員）
Mitsuboshi Philippines Corporation 非常勤取締役
日本製麻株式会社社外取締役（監査等委員）

〔所有する株式の数〕

0株

2. 横山友之（よこやま ともゆき）（新任）

（昭和50年6月5日生）

〔略歴〕

2002年	10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年	12月	公認会計士登録
2007年	4月	デロイトトーマツFAS株式会社 （現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社）出向
2009年	7月	横山経営会計事務所設立 同代表者（現任）
2011年	5月	ポケットカード株式会社 社外取締役
2015年	7月	株式会社立飛ストラテジーラボ非常勤執行役員（現任）
2019年	3月	光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役（現任）
2021年	7月	一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長（現任）
2021年	10月	一般社団法人オークネット財団 評議員（現任）
2022年	3月	太洋物産株式会社 監査等委員である社外取締役（現任）
2022年	4月	TRIBAWL 株式会社 社外取締役（現任）
2022年	5月	株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員である社外取締役（現任）
2022年	10月	株式会社 BlueSeed 代表取締役（現任）
2023年	5月	KAOPA 株式会社 社外取締役（現任）
2024年	8月	株式会社ラックランド 監査等委員である社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

横山経営会計事務所 代表者

株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員

光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役

一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長

一般社団法人オークネット財団 評議員

太洋物産株式会社 監査等委員である社外取締役

TRIBAWL 株式会社 社外取締役

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員である社外取締役

株式会社 BlueSeed 代表取締役

KAOPA 株式会社 社外取締役

株式会社ラックランド 監査等委員である社外取締役

〔所有する株式の数〕

0株

3. 森井じゅん（もりい じゅん）（新任）

（昭和55年3月3日生）

〔略歴〕

2005年	11月	Bonanza Casino 入社
2009年	10月	尾台会計事務所入所
2012年	2月	米国ワシントン州公認会計士登録
2012年	9月	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー株式会社入社
2013年	8月	公認会計士登録
2014年	1月	税理士登録
2014年	1月	森井会計事務所開設代表公認会計士・税理士（現任）
2021年	11月	THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社 社外監査役（現任）
2022年	12月	ワイエスフード株式会社 社外取締役（現任）
2023年	6月	パス株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2023年	6月	東都水産株式会社社外監査役（現任）
2023年	8月	One's Room 株式会社社外監査役

〔重要な兼職の状況〕

森井会計事務所 代表公認会計士・税理士
THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社 社外監査役
ワイエスフード株式会社 社外取締役
パス株式会社 社外取締役監査等委員
東都水産株式会社 社外監査役

〔所有する株式の数〕

0株

【提案の理由】

当社では、監査等委員会が十分な監査監督機能を発揮しているとは認められないことから、新たに独立性を有する上記の候補者3名を、新たに監査等委員である取締役として選任することをお願いするものがあります。

渡邊雅之氏は、弁護士としての経験を有し、法律実務に関する豊富な経験と高い知見を有していること、横山友之氏は、公認会計士として企業会計に関する抱負な専門的知見を有すること、森井じゅん氏は、公認会計士としての経験を有し、会計実務に関する豊富な経験を有していることから、それぞれ、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断したものであります。

株主提案（第5号議案及び第6号議案）に対する当社取締役会及び監査等委員会の意見

当社取締役会は、株主提案である第5号議案及び第6号議案に以下の理由で反対（※）いたします。

また、当社監査等委員会からは、当社取締役会の意見に賛同し、株主提案である第5号議案及び第6号議案に反対（※）する旨の意見が述べられております。

（※）ただし、会社提案である第2号議案においても取締役候補者とされている重複候補者（太田聡氏及び渡辺一博氏）の選任に係る議案を除きます。以下同様です。

（1）本株主提案は、ガバナンスの機能不全を招来し、企業価値を毀損するおそれが極めて高いこと

当社は、2024年に発覚した前代表取締役（現取締役）かつ提案株主である小野文明氏による不適切な経費の使用等（本不正事案）に関し、2024年10月21日付の取締役会決議により社外取締役及び外部弁護士で構成される特別調査委員会を設置し、同委員会から同年12月13日付で調査報告書（本調査報告書）を受領いたしました。

本調査報告書においては、①提案株主が使用した接待交際費について、本調査報告書の調査対象期間である2017年3月から2024年7月までにおいて、少なくとも、(i)相手方との飲食の事実がないと認められた接待交際費が132件（約635万円）、(ii)相手方との飲食の事実の有無が不明であった接待交際費が191件（約1,040万円）あったこと、②提案株主による当社社用車の私的利用（知人女性との飲食のための送迎等）が相当数あったこと、③提案株主が社宅に知人女性を住まわせていたことなどが認定されております。また、同報告書では、本不正事案に対する再発防止策として、提案株主の影響力を排除ないし減殺する体制変更を行うことなどが提言されております。さらに特別調査委員会による調査の過程においては、提案株主が過去に当社社長室において業務時間中に日常的にトランプ遊戯を繰り返しており、「一時の娯楽に供する物」とは評価しかねる飲食や現金が賭けられていた疑い（賭けトランプの疑い）も生じております。

その後、当社は、本不正事案を厳粛に受け止めるとともに、健全な体質へ転換する好機と捉え、本調査報告書において指摘された原因分析及び再発防止への提言に真摯に向き合い、実効性のある再発防止策（本再発防止策）の策定と内部統制強化に取り組んでまいりました。

また、当社取締役会は、提案株主に対し、本不正事案に見られる公私混同の常態化、コンプライアンス意識の低さ、社会の公器である上場会社の代表者としての自覚の欠如など、その責任は重いことを踏まえ、2024年12月20日及び2025年1月14日に社長職から退くのみではなく当社取締役も辞任するよう勧告を行いました。しかし、提案株主は、取締役の辞任を拒絶するにとどまらず、その後も、「7年程度で630万円程度の軽微な違反があるにすぎない」、「1年当たり1,000,000円にも満たない経費」などと本不正事案の実態を矮小化する主張を繰り返しております。

このように、提案株主による一連の行動は、当社のガバナンスに重大な懸念を生じさせるものであるところ、それにもかかわらず、提案株主は自らを取締役候補者とする本株主提案を行うに至っており、上場会社として当社のガバナンスを正常化させる取り組みに逆行するものに他なりません。

第5号議案の取締役候補者である松本正登氏（以下「松本氏」といいます。）は、本調査報告書において、提案株主である「小野氏の意向を拒否することがほとんどなく、小野氏の機嫌を損ねてはいけないという思いで小野氏の要望を受け止めており、小野氏に牽制を利かせることはできなかった」と指摘されており、提案株主自身も「唯一、私に賛同する行動をしていた」と主張するとおり、提案株主による不正を助長してきた者です。また、松本氏については、同氏による海外出張時に顧客訪問をすることなく、当社の提携先からカジノ資金を借り入れたうえでカジノを行っていた疑いが判明し、当社による調査の継続中であった2025年2月の当社監査等委員との面談において、同氏が提案株主と海外出張中にカジノを行っていたことを認め、自身の体調に不安があることなどを説明したうえで自ら辞任するに至った経緯に鑑みれば、当社の取締役として適切に職務を遂行いただくことは期待できません。

さらに、第5号議案の取締役候補者である時田宗明氏（以下「時田氏」といいます。）は、本調査報告書において、提案株主の接待交際費の相手方としてヒアリング調査の対象となった「M氏」であり、時田氏との飲食に係る接待交際費として経費申請された47件（約209万円）のうち、(i)時田氏との飲食の事実がないと認められた接待交際費が23件（約80万円）、(ii)時田氏との飲食の事実の有無が不明であった接待交際費が21件（約104万円）と認められるなど、提案株主との間で不透明な関係にあったことが疑われている人物であります。

なお、重複候補者（太田聡氏及び渡辺一博氏）については、そもそも本株主提案に先立って提案株主からは何らの事前説明をされておらず、本株主提案の候補者となることも承諾しておりませんので、会社提案が否決され、株主提案が承認可決された場合には取締役就任する予定はないとの意向が示されております。重複候補者におきましては、これまでも提案株主に対する辞任勧告に賛成してきたところであり、今後、株主の皆様の期待にお応えして当社事業を成長させていくためにも、会社提案の取締役会構成こそが最良の選択肢であると考えており、本株主提案の取締役会構成には強く反対しております。

第6号議案である監査等委員である取締役3名選任の提案についても、候補者の渡邊雅之氏（弁護士、重要な兼職7社）、横山友之氏（公認会計士、重要な兼職11社）、森井じゅん氏（公認会計士、重要な兼職5社）は、それぞれ兼職先が多数に及び、本不正事案を受けた再発防止やガバナンスの改善などの課題を抱える当社の現状に鑑みれば、当社の監査等委員である取締役としての職務に十分な時間を確保できない可能性が高いことが懸念されます。当社指名諮問委員会（独立役員である社外取締役3名及び代表取締役1名により構成）におきましては、上記候補者3氏との間で面談を実施しましたが、当社の事業に対する理解が十分ではなく、当社取締役会に期待される役割やその役割を果たすためのスキルセットに鑑みても、会社提案の候補者に代えて又はこれに追加して選任をいただく必要性を見出すことはできないとの結論に至っております。

また、当社は現在、会社法の定めに従い当社監査等委員が当社を代表して、提案株主に対して本不正事案に関する訴訟を提起しておりますが、提案株主による本株主提案の候補者となった経緯に鑑みると、上記3名において、当該訴訟の追行を含めて、ガバナンスの改善に資する活動は期待できないものと考えておりま

す。

以上に鑑みると、本株主提案が一部でも承認可決された場合、本調査報告書が提言する提案株主の影響力を排除ないし減殺する体制変更を行うことができないどころか、むしろ、当社のガバナンスの機能不全を招来し、当社の企業価値を毀損するおそれが極めて高いことは明らかであると判断しております。

（２）本株主提案は、本中期経営計画の実現による企業価値向上の妨げとなるおそれが極めて高いこと

当社は、本不正事案の発生及び特別調査委員会の提言を真摯に受け止め、本再発防止策に取り組みながら、当社の企業価値向上に向けて再出発を切るためにも、2025年5月15日、新たな中期経営計画（本中期経営計画）を策定・公表いたしました。

そして、当社取締役会としては、過半数を独立社外取締役が占めることとなる会社提案（第2号議案及び第3号議案）によって、取締役会の監督機能のより一層の充実を図りつつ、本中期経営計画を着実に実行していくことが、当社の企業価値及び株主価値の観点から最適であると判断いたしました。当社取締役会といたしましては、本株主提案が承認可決され、提案株主らが当社経営を担うこととなった場合には、取引先及び金融機関との関係を維持することも困難となり、本中期経営計画の実施はおろか、当社事業の継続さえ疑義が生じかねないものと考えております。

また、当社は、提案株主による本不正事案の発覚により、取引先及び金融機関における信用悪化が懸念される中で、2025年3月、当社と同業かつ上場会社である株式会社ワールドホールディングス（以下「ワールドホールディングス」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本提携」といいます。）を行うこととしました。本提携に基づき、①人材ビジネス事業におけるエリア補完、②多様な人材の採用強化・連携、③ものづくりノウハウの融合によるサービスラインナップの強化、ものづくり人材の育成、④事業セグメントの垣根を超えた横断的営業体制の確立、⑤外国人材に対するノウハウの活用及び規模の拡大等の企業価値向上に向けた施策を推進していくことで、当社信用の補完及び回復にも繋がると考えております。なお、提案株主は、2025年3月17日、東京地方裁判所に対して、本提携のためにワールドホールディングスを引受先として当社自己株式の処分を行うことを差し止める仮処分命令の申立てを行いました。当該申立ては裁判所により却下されております。

また、当社は、提案株主が代表取締役、松本氏が取締役を務めていた前経営体制下で常態化した国内・海外での接待交際費等の私的流用などを完全に排し、当社事業を再度成長軌道に乗せる必要があるところ、本提携は当社事業の成長に資するものであり、とりわけ人材ビジネス事業においては、これまで停滞していた売上・利益を着実な成長へと転換することに大きく貢献するものと期待しております。当社とワールドホールディングスにおきましては、これから両社によるステアリングコミッティーを設置し、本提携による効果の早期創出に向け、様々な取り組みに着手するべく検討を進めており、本中期経営計画も、これを前提に作成しております。提携パートナーであるワールドホールディングスにおきましても、当社とワールドホールディングス両社の企業価値向上を実現するためにも、会社提案の取締役体制を支持する旨を表明いただいております。

仮に、提案株主を候補者に含む本株主提案が承認可決された場合、取引先及び金融機関との取引関係にとどまらず、ワールドホールディングスとの本提携にまで深刻な悪影響を及ぼし、その結果、本中期経営計画の実現は困難となり、企業価値向上の妨げとなるおそれが極めて高いことは明らかなです。

(3) 本株主提案に関連した提案株主の主張は、誤りであること

① 株式会社志摩電子工業に関する提案株主の主張は、明らかに事実と反すること

提案株主は、本株主提案に関連して、2024年3月頃、当社が当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」といいます。）から、株式会社志摩電子工業（以下「志摩電子」といいます。）の減損判定をめぐる監査を受けていたにもかかわらず、2024年3月当時、意図的に提案株主に対する情報共有を遮断しており、特別調査委員会の調査によって提案株主を代表取締役等から排除したのは志摩電子の減損判定をめぐる監査を受けていたことを隠ぺいするためであった疑いがあると主張しています。しかし、以下のとおり、提案株主の主張は明らかに事実と反し、株主の皆様を混乱させる誤った主張と言わざるを得ません。

まず、当社が特別調査委員会を設置したのは、特別調査委員会の本調査報告書にも記載があるとおり、当社の監査等委員会が、2024年8月に、あずさ監査法人から、同法人において提案株主による経費の私的流用に関する情報を入手したとして、社内調査を行うよう要請を受けたことに端を発します。これについて社内調査を行い、会計データや支払帳票の確認等を進めたところ、その過程において、経費申請の内容と実態が不整合である事案があり、提案株主による経費私的流用に係る具体的な疑義が確認されました。そこで、当社取締役会は、さらに詳細な調査によって事実関係やその原因等を明らかにする必要があると判断し、2024年10月21日付で特別調査委員会を設置しました。このように、特別調査委員会による調査は、志摩電子に関する監査とは全く関係がありません。

また、そもそも、2024年3月期決算において、あずさ監査法人から志摩電子株式の減損判定に係る指摘を受けていたという事実も存在しません。志摩電子については、当社の子会社である株式会社 TKR（以下「TKR」といいます。）が、2024年3月31日、グループ経営資源活用による基盤強化のため、子会社のパワーサプライテクノロジー株式会社と志摩電子の事業シナジー創出を目的として、当社に対して志摩電子の株式を譲渡いたしました。当社によるTKRからの志摩電子株式の取得は関連当事者取引に該当するため、当該取引価額は第三者の評価に基づき合理的に算定しており、関連当事者取引の会計処理の適切性については、あずさ監査法人宛ての当社の経営者確認書に記載され、提案株主自身が記名押印をしております。

このように、2024年3月期決算においては、あずさ監査法人から上記志摩電子株式の譲渡に係る取引の会計処理を含めて監査を受け、財務諸表について適正意見を受領していたのであって、志摩電子株式の減損判定に係る指摘を受けていたという事実は存在しません。むしろ提案株主は経営者として必要な情報の共有を受けて、志摩電子株式について、関連当事者取引における取引価額の合理性という観点から、その評価の妥当性が検討対象とされている状況を認識しつつ、その妥当性を自ら確認しているのであって、提案株主の主張は事実と反するものです。

なお、提案株主は、上記の東京地方裁判所における仮処分事件に係る裁判手続においても、「特別調査委

員会を組成した真の目的が志摩電子に関する事項の隠ぺいにあった可能性がある」と主張しておりましたが、東京地方裁判所はそのような事実を認定することなく、提案株主の申立てを却下する旨の決定を行っております。

②現経営陣のもとで責任ある本中期経営計画が策定・公表され、企業価値向上に向けた取り組みを着々と進めていること

提案株主は、提案株主による代表取締役の辞任及び松本氏による取締役の辞任後に現経営陣が取引先や海外の提携先に対する説明等を怠っており、重大な危機や業績の悪化が見込まれると主張して、提案株主及び松本氏を候補者とする本株主提案を行っております。

しかし、上述のとおり、提案株主は本不正事案によって当社の企業価値を毀損した張本人であり、松本氏も自身の不正行為の疑義や体調不良などを背景に辞任したにもかかわらず、提案株主及び松本氏を取締役候補者とする本株主提案は上場会社として当社のガバナンスを正常化させる取り組みに逆行するものと言わざるを得ません。

また、当社グループは、中核事業である人材ビジネス事業の事業主体である日本マニユファクチャリングサービス株式会社の代表取締役を松本氏が辞任した後、後任の荒井清光氏（以下「荒井氏」といいます。）を中心に取引先をはじめとするステークホルダーへの説明や協議を適切に進めており、荒井氏は事業管掌の社内取締役候補者として当社取締役会に参画すべく、会社提案にも含まれております。

さらに、当社は、資本業務提携の提携先であるワールドホールディングスとの協議や海外事業戦略の見直し、構造改革に向けた準備を着々と進めており、それらを踏まえて、本中期経営計画の策定・公表に至りました。人材ビジネス事業では、ワールドホールディングスとの連携で基盤再構築とトップライン成長を掲げ、運転資金マネジメントも強化し利益率向上をめざしており、同社とステアリングコミティーを設置し、両社の連携による効果の早期創出をめざしています。

また、EMS事業においては、得意とするところに経営資源を投入し、ビジネスエリア・参入市場を拡大するとともに、カスタム電源事業では、グループ内EMS機能を取り込み国内生産体制の整備等、事業規模拡大に向けた施策を実行します。これらを基に、グループ全体では、2027年度に営業利益50億円超、フリーキャッシュフロー80億円規模の創出をめざします。

今後、本中期経営計画を着実に実行していくためには、会社提案（第2号議案及び第3号議案）の取締役候補者が最良の選択肢であり、提案株主や松本氏をはじめとする本株主提案の取締役候補者が当社の経営に参画することは、いたずらに社内の混乱を招き、事業を停滞させ、本中期経営計画の達成の妨げとなる危険性が極めて高いと考えております。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、長期化するウクライナ情勢や中東情勢による地政学的リスクの高まり、世界的なインフレの進行や中国経済の低迷に加え、米国政権交代による保護主義政策強化の動きも見られ、依然として不透明な状況が続きました。

わが国経済においても雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により景気は緩やかな回復基調となりましたが、不安定な国際情勢の中、円安傾向の継続、資源・エネルギー価格の高騰に伴う物価の上昇がさらに進行し、引き続き注視が必要な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、各事業において新市場への参入や新規事業の開拓等、次の成長への種まきを進めるとともに、事業基盤の強化を図るべく、グループ全体で合理化、効率化を徹底的に進め、事業効率のよい体制への転換や抜本的コスト構造改革を行ってまいりました。

具体的には、H S 事業（人材ビジネス事業）における多様な人材の活躍推進、また、E M S 事業については戦略投資拠点における売上・利益の増加、P S 事業（カスタム電源事業）においては産業機器分野への参入及び安定収益の確保等、各事業とも売上成長とともに収益性改善への取り組みを進めており、確実に利益をだせる体質に転換しつつあります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は75,707百万円（前年同期比3.9%増）となりましたが、営業利益はHS事業の減益影響があり1,650百万円（前年同期比12.6%減）となりました。

また、営業外収益において海外子会社へのグループ内貸付金に対する評価替え及び海外子会社間の取引等による為替差益517百万円の発生もあり、経常利益は1,650百万円（前年同期比5.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別調査等関連損失として特別損失244百万円を計上したこと等から、630百万円（前年同期比14.4%減）となりました。

なお、当社は、2024年10月22日付にて公表したとおり、小野文明前社長による不適切な経費の使用等に関し、社外取締役及び外部弁護士による特別調査委員会を設置し、調査を実施しました。この調査により、①小野前社長が使用した接待交際費について、調査対象期間である2017年3月から2024年7月までにおいて、少なくとも、(i)相手方との飲食の事実がないと認められた接待交際費が132件（約635万円）、(ii)相手方との飲食の事実の有無が不明であった接待交際費が191件（約1,040万円）あったこと、②小野前社長による当社社用車の私的利用（知人女性との飲食のための送迎等）が相当数あったこと、③小野前社長が社宅に知人女性を住まわせていたことなどが認定されており、当社は、その調査結果を2024年12月16日付にて公表するとともに、2024年12月20日付にて、再発防止策や関係者の処分について公表しました。

この特別調査委員会による調査に加え、不正事案の徹底的な洗い出しを行うべく、グループ全体において類似事案の有無や会計処理の適切性等の自己点検も行い、特別調査委員会の提言に基づく再発防止策の実行を進めております。この再発防止策の実行を通じ、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される会社生まれ変わり、当社グループに集う人材が豊かさを実感する会社への風土改革を実行してまいります。

また、2025年3月10日付にて公表しておりますとおり、当社は、株式会社ワールドホールディングスと資本業務提携契約を締結いたしました。業務提携としては、「両社の強み・弱みを相互に補完しあうベストパートナー戦略」を基本方針とし、両社共通の事業であるH S事業を中心として、EMS事業及びP S事業も視野に、広く協力体制を構築することにより、両社の更なる企業価値の向上を実現することを目指します。

また、資本提携として、2025年3月26日付で株式会社ワールドホールディングスを割当先とする当社の自己株式の処分を行い、財務基盤の改善及び資本増強を行いました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

1) H S事業（ヒューマンソリューション事業：人材ビジネス事業）

国内事業については、原価率改善や適正販管費の管理強化等、基盤強化策を継続して実行したことに加え、高度エンジニア人材の育成を目的とした技術センターの開設も実行し、事業成長への種まきを進めました。一方で、事業環境においては、半導体関連や自動車関連など一部のお客様における減産の影響等があり、戦略投資における初期費用の発生がありました。海外事業については、これまでの基盤強化策の効果に加え、中国やタイ、ラオスにおける売上増加がありましたが、利益面ではタイにおける新規取引先の立ち上げコスト等の負担もあり前年同期に対しほぼ横ばいとなりました。

この結果、当セグメントの売上高は、23,172百万円（前年同期比2.1%増）、セグメント利益は、734百万円（前年同期比33.9%減）となりました。

2) EMS事業（エレクトロニクスマニファクチャリングサービス事業）

EMS事業は、中国・ASEAN・北米において生産活動を展開しており、戦略投資の実行期にあります。当連結会計年度においては、半導体関連投資の後ろ倒しによる、お客様の生産調整影響があったものの、戦略投資先であるベトナム及び北米において、新規受注の立ち上げや量産開始等、需要は堅調に推移し、マレーシア拠点においてもエアコン関連部品を中心に需要は底堅く推移しました。利益面でも各拠点における生産性改善やコスト構造見直しの成果もあり、前年同期に対し増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は、36,132百万円（前年同期比5.4%増）、セグメント利益は、679百万円（前年同期比18.2%増）となりました。

3) P S 事業（パワーサプライ事業：カスタム電源事業）

P S 事業は、年度を通じて需要は高い水準を維持しました。期首にはサプライチェーンの構造変化による在庫調整や、お客様における減産及び事業環境変化に伴う一部商品の販売後ろ倒し影響がありましたが、第2四半期以降は国内向け販売の増加など主力機種の受注が回復、為替影響もあり、前年同期に対し売上、利益とも増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は、16,402百万円（前年同期比3.2%増）、セグメント利益は、1,120百万円（前年同期比42.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1,215百万円で、その主なものは中宝華南電子（東莞）有限公司、中宝華南電子（佛山）有限公司、及びTKR USA, Inc.で実施した設備投資（機械装置等）です。

③ 資金調達の状況

運転資金等の短期資金需要について、主に短期借入金及び第三者割当（自己株式の処分）による調達を実施しました。

当連結会計年度末現在の短期借入金残高は16,967百万円（前連結会計年度末比679百万円増）、長期借入金残高は1,562百万円（同311百万円減）となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第37期 (2022年3月期)	第38期 (2023年3月期)	第39期 (2024年3月期)	第40期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(千円)	63,277,443	79,033,542	72,874,100	75,707,594
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	△1,980,111	505,435	737,017	630,626
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円・銭)	△121.17	32.52	47.42	39.79
総資産	(千円)	34,842,105	38,932,120	35,976,092	36,230,607
純資産	(千円)	2,693,990	2,514,880	3,344,870	5,283,911
1株当たり純資産額	(円・銭)	172.75	161.19	214.54	274.42

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第37期 (2022年3月期)	第38期 (2023年3月期)	第39期 (2024年3月期)	第40期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高	(千円)	645,300	645,300	645,300	1,217,400
当期純利益又は当期純損益 (△)	(千円)	178,312	156,623	116,794	△641,464
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円・銭)	10.91	10.08	7.51	△40.47
総資産	(千円)	18,511,101	20,538,722	19,455,897	19,033,890
純資産	(千円)	982,452	1,061,361	1,084,897	1,718,360
1株当たり純資産額	(円・銭)	63.21	68.29	69.80	89.49

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
(連結子会社) 日本マニファクチャリングサービス株式会社	100,000 千円	100.00%	製造派遣／製造請負、修理 カスタマーサービス及び エンジニア派遣
(連結子会社) 中基縦合 (上海) 人力資源服務 有限公司	10,000 千人民元	100.00%	製造派遣及び技術者派遣
(連結子会社) 北京日華材創国際技術服務有限公司	34,739 千人民元	100.00%	製造派遣及び技術者派遣
(連結子会社) nms Vietnam Co., Ltd.	419 億ベトナムドン	100.00%	製造受託事業
(連結子会社) 株式会社志摩電子工業	60,000 千円	100.00%	電子機器製造受託サービス 事業
(連結子会社) SHIMA Electronic Industry (Malaysia) Sdn. Bhd.	5,500 千リンギット	100.00%	電子機器製造受託サービス 事業等
(連結子会社) 株式会社 T K R	100,000 千円	100.00%	電子機器製造受託サービス 事業、車載関連部品の 設計・製造・販売
(連結子会社) TKR Hong Kong Limited	25,000 千香港ドル	100.00%	電子機器各種部品販売

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
(連結子会社) 中宝華南電子 (東莞) 有限公司	27,985 千人民元	100.00%	電子機器製造受託サービス 及び各種部品の設計・製造
(連結子会社) TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.	10,000 千リンギット	99.60%	電子機器製造受託サービス 及び各種部品の製造
(連結子会社) TKR Precision (Malaysia) Sdn. Bhd.	4,800 千リンギット	100.00%	板金プレス加工及び金型 修理・メンテナンス、工具 等の制作
(連結子会社) TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.	799 億ベトナムドン	100.00%	電子部品・自動車部品・ その他部品の製造・販売
(連結子会社) TKR USA, Inc.	3,000 千米ドル	100.00%	メキシコ拠点における電子 機器等の保管及び出荷管理
(連結子会社) TKR de México S.A. de C.V.	23,252 千メキシコペソ	99.87%	車載関連部品の設計・ 開発・製造、電子機器製造 受託及び修理サービス
(連結子会社) パワーサプライテクノロジー株式会社	325,000 千円	100.00%	電源及び電池マネジメント システム関連製品の開発・ 設計・製造・販売
(連結子会社) 中宝華南電子 (佛山) 有限公司	28,209 千人民元	100.00%	カスタム電源及びマグネット ロールの開発・設計・製造・ 販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社16社を含む25社であります。

(4) 対処すべき課題

ウクライナ情勢の長期化や中東情勢による地政学リスクの高まり、世界的なインフレの進行や中国経済の低迷に加え、米国政権交代による保護主義政策強化の動きやこれに伴う生産地域の見直しの動きなど、世界経済の先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社においては、昨年明みになった、当社前代表取締役社長における不適切な経費の使用等の不正事案（以下「本不正事案」といいます。）に関し、社外取締役及び外部弁護士で構成する特別調査委員会による調査を実施し、特別調査委員会より再発防止策の提言を受けました。また、この調査に加え、不正事案の徹底的な洗い出しを行うべく、グループ全体において類似事案の有無や会計処理の適切性等の自己点検も行い、特別調査委員会の提言に基づく再発防止策の実行を進めております。

当社は、本不正事案を厳粛に受け止めるとともに、健全な体質へ転換する好機と捉え、当社グループの企業価値向上に向けて再出発を切るべく、2025年5月15日、以下の方針のもと、2025年度から2027年度を対象とする新たな中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、その取り組みを進めております。

< 私たちの約束（中期経営方針） >

- ◆ 株主の皆様の利益を追求し、誠実な会社に生まれ変わります
- ◆ さまざまな形で社員還元を行い、当社グループに集う人材が豊かさを実感できる会社に生まれ変わります
- ◆ 外部環境の変化に強い体質へ強化し、着実に利益成長することでステークホルダーの皆様の期待に応えます

● 成長実現へのK P I

目標経営数値として、2027年度の営業利益50億円超、フリーキャッシュフロー80億円規模の創出を設定し、その実現をめざします。計画達成に向けた重点実施事項として、次の4点を掲げ、その取り組みを進めております。

- ① 事業の成長に加え、商材／市場のポートフォリオ見直しや投資効率改善、不採算拠点の整理等を行い、運転資金マネジメントの実効性を上げ、利益体質を強化する
- ② 有利子負債の削減で財務体質改善を進めるとともに利払い額を減少させ、最終利益増加を図る
- ③ 株主還元は、有利子負債削減を進めながら、本中期経営計画期間は30%前後の配当性向とし、最終利益の増加で配当額の成長をめざす
- ④ 成長の源泉である人材の定着に向け、さまざまな形で将来設計ができるしくみをつくり、事業競争力を強化する

● 成長実現に向けた事業戦略

1) H S 事業（ヒューマンソリューション事業：人材ビジネス事業）

人材ビジネス事業は、数年にわたり請負・受託比率の増加、営業力の強化、シニアエキスパート人材、海外人材、とさまざまな施策を手掛けてきましたが、業績への貢献は限定的な状況が続いています。また、海外事業においては、2011年以降、優先的に経営資源を投入してきたものの、未だ成果の現れていない拠点（インドネシア、カンボジア）もあり、運転資金が流れつづけている状況であり、現状打破が課題となります。

この現状打破の鍵となるのが、株式会社ワールドホールディングスとの業務提携となります。

常に事業環境が変化する中、マクロ環境の影響を受けやすい人材ビジネスにおいて、株式会社ワールドホールディングスと提携し、同社の持つビジネスエリア、採用インフラ、市場分野等、さまざまな経営資源と、当社グループの持つ海外人材の採用や運用といった強みを掛け合わせることで、トップライン成長をめざすとともに、業務効率改善、不採算取引の見直し等により運転資金マネジメントを強化し利益率の向上を図ります。

人材ビジネス事業は、2025年度より「R e b o r n」を掲げ、始動しました。課題を成長への機会と捉え、新たな成長を実現し、「新生・nms」として強みを磨き、事業価値を上げていきます。

2) E M S 事業（エレクトロニクスマニファクチャリングサービス事業）

E M S 事業は、グローバル生産体制を確立すべく、戦略投資を行ってきたベトナム拠点、米国・メキシコ拠点が、コロナ禍や部材価格高騰などの厳しい環境を経て、2024年度に営業利益黒字化への転換を実現しました。米国・メキシコ拠点は、米国政権交代による保護主義政策強化に伴う関税影響の見通しが難しい状況ですが、以前から導入している「マキラドーラ制度」（保税委託加工）の活用に加え、米国での生産ライン立ち上げも選択肢とし、事業影響を最小化すべく対応を行ってまいります。また、ベトナム拠点では、新規ビジネス立ち上げにあたり、お客様の現有の設備を活用し、初期投資を抑えつつ、必要な技能習得を行うなど、お客様との機能分担でビジネスエリア・参入市場の拡大を図る仕組みも取り入れています。

当社グループのE M S 事業は、A S E A N地域に複数拠点を有しており、お客様のニーズに応じ生産拠点をグループ内で移管可能な環境を有しています。All Asia生産体制「T K R アジア」の枠組みを戦力化するとともに、米国・メキシコ事業で実績を積み上げ、新市場開拓を進めます。得意とするところに経営資源を投入し、あえてハイエンド市場を狙わず、大手製造業が持っていないアナログ技術を駆使し、ミドルレンジ市場で必然性のあるビジネスを追求してまいります。

3) P S 事業（パワーサプライ事業：カスタム電源事業）

カスタム電源事業は、市場の成熟化が進む複合機・複写機などドキュメント関連市場向けを主軸としており、市場自体の継続的な成長を見込むことが難しい状況にあります。その一方で、電源製品自体は、技術的な参入障壁が高く、かつ、「脱炭素社会の実現」を背景とした産業機器の電動化のニーズは根強く、ここに商機があるものと見ています。主軸のドキュメント関連市場で確実に収益を上げながら、スマートファクトリーやロボティクス、医療・健康用機器、再生可能エネルギー関連等をターゲット分野として新規開発・新規量産ビジネスを展開することで、収益力の強化を図っていきます。

また、カスタム電源事業では、事業競争力を強化すべく、開発の高度化と生産拠点体制の整備を行っています。営業及び開発拠点として、松阪本社（三重県松阪市）、松阪工場（松阪本社敷地内）に加え、2023年5月からは、神奈川県横浜市に営業拠点を併設したR&Dセンターを開設しました。

生産拠点は、中宝華南電子（佛山）有限公司（中国・広東省）がありますが、2024年より新たに外部EMS企業を活用し、ベトナムでの生産もスタートさせています。

さらに、2025年4月からはグループ内EMS企業（株式会社志摩電子工業）を傘下に収め、生産体制の拡充も行っています。志摩電子工業の実装技術とカスタム電源事業が有する生産技術、設計開発機能との相乗効果に加え、志摩電子工業のマレーシア生産拠点も活用し、お客様のニーズに幅広くお応えしていく取り組みを進めています。日本・中国・ASEANでの機動的な生産体制を着実に整えており、設計開発から試作・量産・販売に至る機動力を上げ、多様化するお客様のニーズにお応えし、事業全体の収益性向上を進めるとともに事業規模拡大に向けM&Aも選択肢とし、「Break Through」をキーワードに2027年度までに次の事業の柱を構築すべく対応を進めてまいります。

4) 株式会社ワールドホールディングスとの連携

当社は、2025年3月10日付で株式会社ワールドホールディングスと資本業務提携契約を締結し、「両社の強み・弱みを相互に補完しあうベストパートナー戦略」を基本方針として、共通の事業である人材ビジネス事業を中心に、EMS事業及びカスタム電源事業も視野に入れ、広く協力体制を構築することにより、更なる企業価値の向上を実現することをめざしています。

少子高齢化が進む中、人材の確保が課題となりますが、両社共通の事業である人材ビジネス事業では、人材採用インフラの機能強化による多様な人材の確保及び顧客ニーズに応じた人材マッチングや、ビジネスエリアの補完による在籍人数の増加が見込めるほか、ものづくり系事業（EMS事業及びカスタム電源事業）においても、ものづくりノウハウの融合によるサービスラインナップの強化や、ものづくり人材の育成、高度専門領域を担うエンジニア人材の採用強化に向けた体制の整備が可能となります。

株式会社ワールドホールディングスとの横断的営業体制や、同社シームレス戦略に基づく相互連携により、当社グループの顧客基盤の強化・拡大を実現するとともに、株式会社ワールドホールディングスにおいても、当社のものでづくり系事業における工場運営や品質保証・品質管理などメーカーとしてのノウハウを取り入れることで、人材ビジネスにおける請負・受託の事業基盤強化が図れるものと考えております。

これらを効率よく進めていくため、両社代表をトップとし、業務執行を担う取締役及び任命されたメンバーによる、ステアリングコミッティーを設置し、さまざまな面における実効性を上げていく所存です。特に事業親和性が高い人材ビジネス事業においては、即効性のある取り組み、また、中期戦略として実行していく取り組みのそれぞれを効率よく進めてまいります。

● 財務体質の改善

当社は、前社長の本不正事案により、金融機関における信用悪化の懸念があり、その解消が喫緊の課題となります。株式会社ワールドホールディングスと資本業務提携を行い、企業価値に向けた施策を推進することが、当社信用の補完及び回復にもつながっていくものと考えています。

また、当社を取り巻く市場環境は、つねに変化することが想定され、今後継続的な成長投資及び事業拡大を進めていくためには、自己資本比率の改善を含め、財務体質の改善が急務となっています。このような背景のもと、2025年3月26日を効力発生日とし、株式会社ワールドホールディングスを処分先とする第三者割当による自己株式の処分を実施しました。これにより調達した資金を2025年3月末に返済期限が到来する借入金の返済及び借換え費用へ充当することにより、財務基盤の改善及び資本増強を行い、2025年3月末の連結自己資本比率は2024年3月末に対し5.2%増加し、14.5%となりました。

本中期経営計画においても、引き続きキャッシュマネジメントを強化し、KPIとして以下の指標を設定し、財務体質の改善を進めます。

- ① 営業利益率と運転資金の改善による営業キャッシュフローの更なる創出
営業利益：50億円超
ROE：20%
- ② 有利子負債の圧縮と利息コストの削減による自己資本比率の向上
自己資本比率：20%
ネットD/Eレシオ：1.5倍

具体的な取り組みとして、質が伴った事業収益創出基盤とすべく、運転資金マネジメントを強化し、キャッシュを生み出す仕組みの定着を進めます。これらにより、有利子負債の削減を進め、社外流出キャッシュの抑制を図るとともに、投資の採算性、効率性のモニタリングを強化し、投資回収までの効率を高め、フリーキャッシュフロー創出への取り組みを強化します。また、業績の変動要因となる、部材調達及び為替変動リスクについては、以下の取り組みを行ってまいります。

① 部材調達リスク

最先端の部材だけでなく、多岐にわたる部品・部材が調達難となる状況を想定し、部材調達リソースの多様化や顧客の生産変動に即応する当社グループのサプライチェーンマネジメントを強化し、グループ全体で機動的かつ柔軟に対応できる体制を高度化させる

② 為替変動リスク

外貨建て資産・負債の増減によりグループ各社の為替持ち高（エクスポージャー）の圧縮を進めるべく、金融取引・商取引の双方からの取り組みを推進

● ガバナンスの強化

前社長の本不正事案に関し設置した特別調査委員会より、再発防止に向けた提言を受けており、当社は、2024年12月20日付で当該調査委員会の提言に基づく「再発防止策骨子」を公表しています。本中期経営計画期間においても、当該再発防止策を継続的に実行し、役員の規律を強化するとともに、企業倫理向上への取り組みを継続してまいります。

成長の原動力である人材の育成・定着、また、キャリア形成など、人的資本政策は急務であると考えており、再発防止策の実行を通じ、グループ各社の人材との対話やグループ会社間での社員相互コミュニケーション等も行い、事業戦略の推進力を上げる機会を創出していきます。特に、人材ビジネス事業は、当社グループで働く社員なしには成り立ちません。社員還元施策にも力を入れ、事業トップが各拠点を回り、社員と直接対話を重ね、考え方やめざす方向の共有を丁寧に行うなど、今回の不正事案について説明を行うとともに、社員からさまざまな意見を直接聞くなどの形で、働きやすい、安心して働くことのできる会社をめざします。企業風土改革は今後の事業成長に欠かせないものであり、グループ一丸となって、継続的に取り組みを進めてまいります。

特別調査委員会提言を踏まえた、2024年12月20日公表「再発防止策骨子」推進状況

提言	対象者の影響力を排除ないし減殺する体制変更、グループ会社からの情報伝達を促進するための体制 社外役員の増員並びに指名・報酬委員会の設置：グループ経営の高度化	
	・ 経営体制変更	24年12月20日付 代表者変更
	・ 社外役員の増員、指名・報酬委員会の設置	25年4月18日 指名諮問委員会・ 報酬諮問委員会設置
	・ 次世代経営人材を育成、登用機会創出が可能となるしくみづくり	各社執行役員登用増加
	・ グループ合同会議（仮称）の定期的開催	25年夏開催で準備中
提言	役員に対する倫理研修の実施、役員の接待交際費の事前申請ルールや検証方法の検討： コンプライアンス	
	・ グループ役員及び幹部人材層に対する、有識者による倫理・人権 研修・コンプライアンス研修の実施（次世代経営人材にも展開）	25年3月HDから開始 順次グループ内に展開
	・ 規程規則、経費使用におけるルール厳格化、運用プロセスの見直し	HD規程から着手中
提言	内部通報制度の拡充：リスク予防機能	
	・ グループ横断及び外部通報窓口の設置	25年 4月18日設置
	・ 定期的な不正調査アンケートの実施	25年 5月 1 日実施
提言	HDの監査対象化：リスク予防機能	
	・ 内部監査の範囲・手法見直し、品質向上 （4月18日取締役会で計画報告）	25年度から実行
提言	内部統制の担当部門の設置：リスク予防機能	
	・ 規程規則の抜本的見直し、運用時誤認・独自解釈を起こさせない啓発	準備中
	・ 属人化している業務の見直し・高度化	人材ビジネス事業 から着手中
	・ 全体整備を行うコンプライアンス部門の設置	25年6月設置で準備中

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業部門	事業内容
H S 事業 (ヒューマンソリューション事業：人材ビジネス事業)	国内／海外におけるマニファクチャリングサービス全般 ・製造事業（受託・請負・派遣・紹介） ・生産系エンジニアリング事業（受託・派遣・紹介） ・I T・設計開発エンジニアリング事業（受託・派遣・紹介） ・テクニカルサービス事業（各種リペア・リワーク・解析等／カスタマーサービス全般） ・ロジスティクスサービス事業（3 P L／流通加工／派遣） ・外国人技能実習制度に関わる入国後教育研修の受託および実習生受け入れ先への業務支援
E M S 事業 (エレクトロニクスマニファクチャリングサービス事業)	・電子機器製造受託サービス (基板実装、基板組立、簡易プレス、樹脂成型、組立 等) ・電子機器修理サービス ・車載関連機器・部品の設計・開発・製造 ・お客様とのシェアリングビジネス、これにかかる設計・開発・営業 ・スタートアップソリューション事業
P S 事業 (パワーサプライ事業：カスタム電源事業)	・カスタム電源（スイッチング電源、高圧電源）の開発・設計・製造・販売 ・マグネットロールの開発・設計・製造・販売 ・各種トランス（スイッチングトランス、高圧トランス）の開発・設計・製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

1. 当社

本社：東京都新宿区

2. 子会社

名 称	所在地
日本マニュファクチャリングサービス株式会社	東京都新宿区
中基総合 (上海) 人力資源服務有限公司	中華人民共和国
北京日華材創国際技術服務有限公司	中華人民共和国
nms Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国
株式会社志摩電子工業	三重県志摩市
SHIMA Electronic Industry (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア国
株式会社 T K R	東京都大田区
TKR Hong Kong Limited	中華人民共和国香港特別行政区
中宝華南電子 (東莞) 有限公司	中華人民共和国
TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア国
TKR Precision (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア国
TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国
TKR USA, Inc.	アメリカ合衆国
TKR de México S.A. de C.V.	メキシコ合衆国
パワーサプライテクノロジー株式会社	三重県松阪市
中宝華南電子 (佛山) 有限公司	中華人民共和国

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数 (人)	前連結会計年度末比増減
H S 事業	8,439 (216)	783名増 (59名増)
E M S 事業	3,453 (279)	24名減 (230名減)
P S 事業	692 (336)	4 名減 (49名増)
全社 (共通)	24 (－)	2名減 (－)
合 計	12,608 (831)	753名増 (122名減)

(注) 1. 従業員数は就業員数です。臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数です。

② 当社の使用人の状況

	従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
一 般 社 員	24	50.6	7	7,336
合 計 又 は 平 均	24	50.6	7	7,336

(注) 1. 従業員数は就業員数です。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含み、千円未満を切り捨てて表示しています。
3. 上記従業員数には、臨時雇用者は含んでいません。
4. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、在籍が1年未満の従業員は除いて算出しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,698,550千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,298,251千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,508,296千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,500,000千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,303,800千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年1月14日付にて公表したとおり、小野文明前社長による不適切な経費の使用及びこれに関連し発生した調査・監査費用について損害賠償を求める旨を取締役会で決議し、同氏に対して請求するとともに、同氏の取締役報酬債権と相殺してきましたが、2025年5月14日付にて公表したとおり、同氏を被告として、金2億8,920万1,928円の損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

2 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 41,200,000株
(2) 発行済株式の総数 21,611,000株
(3) 株主数 4,650名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ワールドホールディングス	3,719,700	19.37
小野 文明	3,596,000	18.73
投資事業有限責任組合 J A I C サプライチェーンファンド	1,635,300	8.51
投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド	1,450,000	7.55
福本 英久	440,000	2.29
塩澤 一光	350,000	1.82
西條 雅明	318,400	1.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505004	282,500	1.47
島根 良明	214,100	1.11
n m s グループ社員持株会	185,983	0.96

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,410,259株保有していますが、上記大株主からは除外しています。なお、当社は、資本業務提携の一環として、2025年3月26日を処分期日として、株式会社ワールドホールディングスに対し、第三者割当による自己株式の処分の方法により自己株式3,719,700株を割り当てています。また、2025年2月28日付及び2025年3月7日付で当社取締役より当社株式を無償取得しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 新株予約権の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河野 寿子	日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役 株式会社TKR 取締役 パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役
取締役	太田 聡	株式会社TKR 代表取締役社長 TKR USA, Inc. President & CEO TKR de México S.A. de C.V. President 日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役
取締役	渡辺 一博	パワーサプライテクノロジー株式会社 代表取締役会長 株式会社志摩電子工業 代表取締役 日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役
取締役	小野 文明	—
取締役	中村 亨	日本クレアス税理士法人 代表社員 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役 株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A 代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	根本 豊	日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役 株式会社TKR 監査役 パワーサプライテクノロジー株式会社 監査役 北京日華材創国際技術服务有限公司 監事
取締役（監査等委員）	大原 達朗	日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役 アルテホールディングス株式会社（旧 アルテパートナーズ株式会社）代表取締役 一般財団法人日本M&Aアドバイザー協会 代表理事／会長 ビジネス・ブレークスルー大学 経営学部長／経営学研究科長／教授
取締役（監査等委員）	鈴木 真紀	佐藤真太郎法律事務所 弁護士 Sansan株式会社 社外取締役[監査等委員] 長谷川香料株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役河野寿子氏は2024年11月11日に代表取締役常務取締役に就任しました。また、取締役小野文明氏は2024年12月19日付で代表取締役社長を辞任し、同月20日付で河野寿子氏が社長に就任しました。なお、取締役小野文明氏は、代表取締役社長の辞任後も当社の取締役は辞任しておりません。
2. 取締役中村亨氏、取締役（常勤監査等委員）根本豊氏及び取締役（監査等委員）全員は、社外取締役です。
3. 社外取締役中村亨氏及び社外取締役（監査等委員）大原達朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いています。
5. 当社は、社外取締役中村亨氏、社外取締役（常勤監査等委員）根本豊氏、社外取締役（監査等委員）大原達朗氏及び鈴木真紀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

6. 社外取締役（監査等委員）大原達朗氏は2024年9月30日付でアルテ監査法人の代表社員を退任しております。
7. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりです。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松本 正登	2025年2月25日	辞任	取締役 日本マニユファクチャリングサービス株式会社 代表取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員を含む）全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者として当社取締役（監査等委員を含む）が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしています。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

なお、当該保険契約に係る保険料は、全額当社が負担しています。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、当社の業績、従業員給与の水準、他社報酬レベルに係る情報を考慮して、株主総会において承認された報酬の限度額の範囲内において、取締役会の委任を受けた代表取締役において決定されていることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しています。なお、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）の報酬は、その役位に応じた額とすることをベースとし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、前年度業績及び新年度の業績見通しを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。報酬は、確定額報酬としての金銭報酬及び非金銭報酬等により構成し、業績連動報酬等は支給しない。なお、期中において業績の悪化等、報酬額決定の前提条件に変化が生じた場合には、適宜報酬減額等の措置をとることとする。

2) 確定額報酬の個人別の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の個人別の確定額報酬は、月例の報酬とし、取締役としての経営に対する責任の大きさ、在任年数、及びこれまでに培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として、当社の業績、従業員給与の水準、また、取締役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色のない水準とすることも考慮しながら、総合的に勘案して個別に決定するものとする。

3) 非金銭報酬等の個人別の内容の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の個人別の非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与、及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中期経営計画を勘案し、役位に応じて付与するものとし、具体的付与額は、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定する。

譲渡制限は、譲渡制限期間中継続して当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって解除する。ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間満了前に退任した場合には、譲渡制限を解除する株式の数及び解除時期を必要に応じて合理的に調整する。

譲渡制限期間満了前に正当でない理由により退任した場合には、当社は割当株式を当然に無償で取得する。

4) 金銭報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する事項

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準より、取締役会が、目標値と外部環境を考慮した上で、事業年度ごとの業績向上と中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上のバランスを踏まえ、基本報酬及び非金銭報酬が適正な比率となるように決定することとする。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬の総額は、各事業年度の業績に応じて、株主総会において承認された報酬の限度額の範囲内において、取締役会において決定し、個人別の報酬については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の金銭報酬の具体的報酬額の決定とする。なお、非金銭報酬は取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当社の業績、従業員給与の水準、他社報酬レベルに係る情報を提示するものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該情報を考慮し、適正な範囲内において決定しなければならないものとする。

なお、当社は、2025年4月18日開催の取締役会において、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関としての報酬諮問委員会を設置しております。翌事業年度以降の取締役の個人別の報酬等については、取締役会の諮問に応じて、当該報酬諮問委員会が取締役の個人別の報酬等に関する事項について審議し、その内容を取締役会に答申いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	支給額の内訳 (千円)	
			基本報酬	譲渡制限付株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	6	139,425	139,425	－
（うち社外取締役）	（1）	（4,200）	（4,200）	（－）
取締役（監査等委員）	3	16,050	16,050	－
合 計	9	155,475	155,475	－
（うち社外役員）	（4）	（20,250）	（20,250）	（－）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、株主総会の決議による取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の割当に関する報酬限度額は、2021年6月22日開催の第36期定時株主総会において上記報酬枠の範囲内で年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 上表には2025年2月25日付で辞任した取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）1名の報酬を含みます。また、前記の特別調査委員会による調査結果を受け、当事業年度においては、2名の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）が報酬の一部返上を行っています。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
5. 取締役（監査等委員）については、全員が社外取締役であるため、内数は記載していません。
6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

③ 取締役の個人別の報酬等の委任に関する事項

当事業年度の報酬については、取締役会は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務執行評価を行うには代表取締役が適していると判断し、代表取締役社長（委任当時は、小野 文明氏）に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬の額の決定を委任しています。

④ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等の関係

会社における地位	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況
取締役	中村 亨	日本クレアス税理士法人 代表社員 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング [※] 代表取締役 株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A 代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	根本 豊	日本マニユファクチャリングサービス株式会社 監査役 株式会社T K R 監査役 パワーサプライテクノロジー株式会社 監査役 北京日華材創国際技術服務有限公司 監事
取締役（監査等委員）	大原 達朗	日本マニユファクチャリングサービス株式会社 監査役 アルテホールディングス株式会社（旧 アルテパートナーズ株式会社）代表取締役 アルテ監査法人 代表社員 一般財団法人日本M&Aアドバイザー協会 代表理事／会長 ビジネス・ブレイクスルー大学 経営学部長／経営学研究科長／教授
取締役（監査等委員）	鈴木 真紀	佐藤真太郎法律事務所 弁護士 Sansan株式会社 社外取締役[監査等委員] 長谷川香料株式会社 社外監査役

- (注) 1. 日本クレアス税理士法人と当社において、税務相談等の顧問契約を締結していますが、金額は年額100万円であり、当社の連結売上高及び同税理士法人の売上高のいずれも1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。
2. 社外取締役（監査等委員）大原達朗氏は2024年9月30日付でアルテ監査法人の代表社員を退任しております。
3. 次の法人は当社の子会社です。
- ・日本マニユファクチャリングサービス株式会社
 - ・北京日華材創国際技術服務有限公司
 - ・株式会社T K R
 - ・パワーサプライテクノロジー株式会社
4. 上記1から3を除いた他の法人等の重要な兼職先との特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏 名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中村 亨	当期開催の取締役会23回のうち22回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地や豊富な企業経営の見識から、財務基盤確保の重要性について、また、ステークホルダーの観点からの情報発信等について、取締役会において積極的に発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための適切な役割を果たしております。
取締役（常勤監査等委員）	根本 豊	当期開催の取締役会23回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、海外関係会社の経営管理に携わった豊富な経験から子会社管理についての意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	大原 達朗	当期開催の取締役会23回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から、主に各種施策に関し会計面での影響について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	鈴木 真紀	当期開催の取締役会23回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての豊富な知見と経験から業務執行の妥当性・適正性のチェック機能を担うとともに、専門的見地から適宜発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための適切な役割を果たしております。

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 前記「事業の経過及び成果」に記載のとおり、特別調査委員会の調査により、当事業年度において、小野文明前社長による不適切な経費の使用等が判明しました。上記4名の社外取締役は、特別調査委員会の調査がなされるまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において内部統制や法令遵守について注意喚起を行ってまいりました。特別調査委員会による調査結果の判明後は、関係者の処分や再発防止策等について検討を行うなど、その職責を果たしております。また、社外取締役中村亨及び大原達朗は、特別調査委員会の委員を務め、事案の解明に積極的に関与しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第40期 2025年3月31日現在
【資産の部】	
流 動 資 産	26,077,681
現金及び預金	3,789,282
受取手形	113,551
売掛金	11,598,889
契約資産	150,821
製品	1,883,087
仕掛品	777,215
原材料及び貯蔵品	5,238,650
その他	2,541,350
貸倒引当金	△15,167
固 定 資 産	10,152,925
有 形 固 定 資 産	8,354,363
建物及び構築物	2,931,014
機械装置及び運搬具	2,629,298
土地	953,021
リース資産	1,037,956
建設仮勘定	223,969
その他	579,105
無 形 固 定 資 産	551,417
その他	551,417
投 資 そ の 他 の 資 産	1,247,143
投資有価証券	17,411
関係会社出資金	65,940
繰延税金資産	310,199
敷金及び保証金	294,191
その他	559,725
貸倒引当金	△325
資 産 合 計	36,230,607

科 目	第40期 2025年3月31日現在
【負債の部】	
流 動 負 債	27,947,948
支払手形及び買掛金	5,265,059
短期借入金	16,967,801
リース負債	552,685
未払金	2,381,383
未払費用	660,654
未払法人税等	559,917
未払消費税等	345,953
契約負債	87,568
預り金	233,406
賞与引当金	777,249
その他	116,267
固 定 負 債	2,998,746
長期借入金	1,562,945
繰延税金負債	61,924
退職給付に係る負債	456,854
リース負債	816,629
その他	100,392
負 債 合 計	30,946,695
【純資産の部】	
株 主 資 本	6,140,618
資本金	500,690
資本剰余金	1,143,407
利益剰余金	5,011,764
自己株式	△515,243
その他の包括利益累計額	△871,512
その他有価証券評価差額金	△6,255
為替換算調整勘定	△865,256
非 配 株 主 持 分	14,804
純 資 産 合 計	5,283,911
負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,230,607

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目		第40期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	
売上高			75,707,594
売上原価			65,696,107
売上総利益			10,011,487
販売費及び一般管理費			8,361,303
営業利益			1,650,184
営業外収益			662,748
営業外費用			662,135
経常利益			1,650,797
特別利益			
固定資産売却益		65,038	65,038
特別損失			
固定資産除却損		4,530	
特別調査等関連損失		244,759	249,289
税金等調整前当期純利益			1,466,546
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額		845,378 △13,178	832,200
当期純利益			634,346
非支配株主に帰属する当期純利益			3,720
親会社株主に帰属する当期純利益			630,626

連結株主資本等変動計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	500,690	554,842	4,489,940	△1,310,407	4,235,065
連結会計年度中の変動額					
自己株式の処分		588,564		795,163	1,383,728
剰余金の配当			△108,801		△108,801
親会社株主に帰属する当期純利益			630,626		630,626
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	588,564	521,824	795,163	1,905,553
当連結会計年度末残高	500,690	1,143,407	5,011,764	△515,243	6,140,618

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△2,871	△897,650	△900,521	10,327	3,344,870
連結会計年度中の変動額					
自己株式の処分					1,383,728
剰余金の配当					△108,801
親会社株主に帰属する当期純利益					630,626
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△3,383	32,393	29,009	4,477	33,487
連結会計年度中の変動額合計	△3,383	32,393	29,009	4,477	1,939,040
当連結会計年度末残高	△6,255	△865,256	△871,512	14,804	5,283,911

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2025年3月31日現在
【資産の部】	
流動資産	6,515,316
現金及び預金	55,353
売掛金	137,263
前払費用	11,277
関係会社短期貸付金	5,661,284
未収入金	586,548
未収消費税	52,106
その他	11,483
固定資産	12,518,573
有形固定資産	25,499
建物	24,339
工具、器具及び備品	1,160
無形固定資産	0
その他	0
投資その他の資産	12,493,073
関係会社株式	2,635,872
関係会社長期貸付金	9,770,307
繰延税金資産	33,018
敷金及び保証金	53,864
その他	10
資産合計	19,033,890

科 目	2025年3月31日現在
【負債の部】	
流動負債	15,956,529
買掛金	134,724
短期借入金	15,271,280
未払金	238,411
未払費用	24,704
未払法人税等	270,408
預り金	9,820
賞与引当金	7,081
その他	99
固定負債	1,359,000
長期借入金	1,359,000
負債合計	17,315,529
【純資産の部】	
株主資本	1,718,360
資本金	500,690
資本剰余金	953,020
資本準備金	196,109
その他資本剰余金	756,910
利益剰余金	779,893
その他利益剰余金	779,893
繰越利益剰余金	779,893
自己株式	△515,243
純資産合計	1,718,360
負債・純資産合計	19,033,890

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	
売 上 高		1,217,400
売 上 総 利 益		1,217,400
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		900,191
営 業 利 益		317,208
営 業 外 収 益		391,409
営 業 外 費 用		318,993
経 常 利 益		389,624
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30	30
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	991,082	
特 別 調 査 等 関 連 損 失	244,759	1,235,864
税 引 前 当 期 純 利 益		△846,209
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△176,079	
法 人 税 等 調 整 額	△28,665	△204,744
当 期 純 利 益		△641,464

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株 主 資 本 計 合	
		資 準 備 本 金	その他資本剰余金	資本剰余金計合	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金計合			
当 期 首 残 高	500,690	196,109	168,346	364,455	1,530,159	1,530,159	△1,310,407	1,084,897	1,084,897
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△108,801	△108,801		△108,801	△108,801
当 期 純 利 益					△641,464	△641,464		△641,464	△641,464
自己株式の処分			588,564	588,564			795,163	1,383,728	1,383,728
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	588,564	588,564	△750,265	△750,265	795,163	633,463	633,463
当 期 末 残 高	500,690	196,109	756,910	953,020	779,893	779,893	△515,243	1,718,360	1,718,360

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

n m s ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開 内 啓 行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 谷 文 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、n m s ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、n m s ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

n m s ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開 内 啓 行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 谷 文 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、n m s ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思疎通を図り、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、内部監査部門から、当社及び子会社に対して実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として、事業報告に記載のとおり、前社長による不適切な経費の使用等が判明しております。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。ただし、事業報告に記載のとおり、前社長による不適切な経費の使用等が発覚し、これを防げなかったことを踏まえ、監査等委員会として、今後も、再発防止策の実行状況を監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

n m s ホールディングス株式会社

監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 根 本 豊 ㊞

監 査 等 委 員 大 原 達 朗 ㊞

監 査 等 委 員 鈴 木 真 紀 ㊞

(注) 監査等委員 根本豊、大原達朗及び鈴木真紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

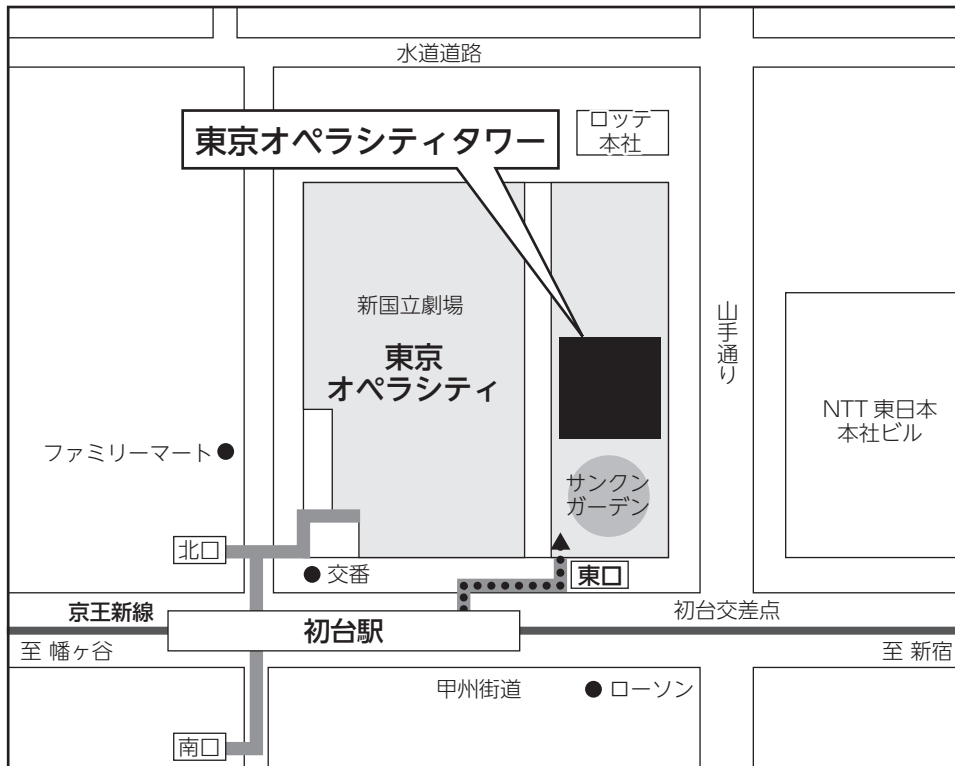
会場

東京オペラシティタワー 7階 第1会議室
(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 電話 (03) 5333-1711

交通

京王新線 (都営新宿線乗り入れ)「初台駅」

東口より徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。